

第14回西和賀町議会定例会

令和7年3月10日（月）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順4番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、このたびの大船渡市の大規模森林火災に際し、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻ることができるよう願ってやみません。ここ西和賀から、できる支援を考えていきたいと思っていますところでもあります。

では、質問に入ります。まず、保育所、保育園のあり方についてです。令和6年に行われた住民説明会、保護者説明会で示されたスケジュール案では、令和7年度は湯田地区の保育園で新保育園の建設設計を進めることとなっています。このスケジュール案から変更なく進められているということでしょうか。湯田地区保育園の建設設計についての進捗状況をにしが愛児会との連携をどのように取っているかも含めてお知らせください。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議、よろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。私から現時点での湯田地区の保育園建設の進捗状況についてお答えいたします。

昨年の地域説明会、保護者説明会、保育士等への説明会により、大まかなスケジュールは知っていただけたものと捉えております。現時点で、保育所、学校の両あり方検討委員会報告を尊重するとする町の考えをお示したところですが、現在は町の最終的な考え方をまとめている段階にあります。

報告を尊重する現時点の町の考え方を踏まえ、私立保育園では令和7年度は建設に向けた設計に着手する予定としており、時間的な事情もあることから、運営する社会福祉法人にしがが愛児会とは話合いの場を持っております。にしがが愛児会では、理事でもある川尻保育園の園長先生に統合に関しての窓口になっていただい

おり、今後の進め方についても園長先生と話し合っているところです。

また、早期に決めなければならない事項として建設場所をどこにするかですが、こちらも園長先生との打合せを経て、愛児会の理事会でも話し合っていたいただき、継続して検討しております。

次年度は、建設に向けて動き出すことから、引き続き綿密に連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 にしわが愛児会には、建学の精神ですか保育の方針があると思います。そういった法人の方針を最大限尊重して進めるということでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 愛児会さんのほうと、そういった部分を踏まえながら検討を進めてまいりたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 湯田地区の保育園、沢内地区の保育所ともに令和8年度からの統合体制を検討することになっていますが、こちらの進捗状況はいかがでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 統合体制の検討状況についてお答えいたします。

湯田地区、沢内地区の保育施設は、共に令和8年度から統合し、1か所で運営する方向で検討しております。統合となれば、保育体制や保育サービスのあり方、送迎面など様々検討する必要があります。現時点では、具体的に動いているところはありませんが、町立と私立それぞれ保育士と教育委員会とで一緒に協議する場を設け、定期的に開催して検討していくことを確認しております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、沢内地区の保育所については整備場所がまだ決まっておらず、検討が必要で

あると思いますが、どのように進める予定かお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 沢内地区保育所の整備場所の検討についてお答えいたします。

保育所あり方検討委員会報告書では、町立保育所は沢内地域の中央部、もしくは沢内小、中学校の近くに整備するとされていることから、学校の場所を決める際に保育所の整備場所も併せて検討するものと考えます。

教育委員会では、次年度の早いうちに学校の建設場所を決める検討委員会を立ち上げる予定としており、そちらの検討状況を踏まえながら保育所の整備場所を決めていきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 学校と同一エリアにという計画、今までも答弁があったとおりに思うのですが、同時に保育所としての環境を考えることも非常に重要だと思っています。沢内エリアの保育所は、どの園も子供たちが一歩外に出れば林や木々があり、自分たちで野菜などを育てる畑があったりという、そういった環境で幼児期を過ごすことができるようにということを配慮してきたと思います。これは、たまたまそうなっているということではなく、保育に関わる方たちが大切に守ってきたものです。小中一貫校の片隅に、言い方は悪いですが、取ってつけたように造られた園舎では、このような今まで大切にしてきた保育の方針を守ることにはできないと思います。整備場所についても先生方とよく話し合うという方向でよろしいですか。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、子育て環境面については大切にしていきたいと考えておりますので、保育所の方々、そういった部分と意見交換をしながら進めてまいりたいと考えているところで

議長 普本歌織君。

3 番 　ぜひそのように進めていただきたいと思います。

では次に、小中学校のあり方について伺います。同スケジュール案では、令和7年度は沢内地区の小中学校の整備場所の検討をする、今の答弁にもありましたが、そういった検討と決定をするということになっていると思います。進捗状況をお知らせください。

議長 　学務課長。

学務課長 　沢内地区の小中学校の整備場所に関する進捗状況についてお答えいたします。

整備場所の検討については、新年度の早い段階で、見込みとしては学校関係者や保護者、地域、子育て世代等の代表者で組織する建設検討委員会を開催し、協議を進めていきたいと考えており、今議会の来年度予算に委員謝金を計上させていただいております。

現在は、来年度の検討委員会の開催に向けての内部検討を行っている状況にあります。

議長 　普本歌織君。

3 番 　今様々なところから代表として委員さんをお願いするという答弁だったと思うのですが、整備場所を決定するに当たっての町民の意見をどのように反映させる予定かということをお知らせください。

議長 　学務課長。

学務課長 　整備場所を決定するに当たっての町民の意見反映についてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました検討委員会からの答申を受けた後、沢内地区での説明会を開催し、町民の皆さんからご意見をお聞きする場を設けることになると考えております。答申内容の周知や、どのような形で町民の意見をお聞きしていくかについても検討委員会の皆さんからお聞きしながら進めてまいりたいと考えているところです。

議長 　普本歌織君。

3 番 　これからということではあると思いますが、地域の皆さんも学校を大事に考えていらっ

しゃると思いますので、十分意見を聞いて、進めていける方策を具体化していただくようお願いしたいと思います。

新校舎の建設が予定されている沢内地区では、旧第一小学校と旧貝沢小学校が使用されずに、解体もされずに残っている状態であります。このことについて、令和6年9月議会、北村議員の一般質問への答弁では、この2つの校舎は解体するという方針が示されました。新校舎の建設とともに、使用しない学校については解体を進めるべきと考えますが、その後の検討はいかがでしょうか。

議長 　学務課長。

学務課長 　空き校舎解体の検討状況についてお答えいたします。

昨年9月の北村議員さんの一般質問で、旧貝沢小学校、旧沢内第一小学校の解体の方向性について、教育委員会としては現存施設を改修しての活用は現実的ではないと判断しており、解体を見込んでいるとお答えしたところです。

その後、役場内で同様の未利用施設を管理している担当課並びに財政を所管する企画財政課による施設の現状確認と今後の方向性について協議を行いました。その結果、施設所管課としては施設の活用が見込まれないこと、施設の老朽化等から解体したい意向はあるものの、いずれの施設を解体するにも億単位の費用がかかる見込みから、現在の財政状況では困難であるとの共通認識になりました。

このことから、学務課としても早期に解体したいところではありますが、当面は難しいものと考えているところです。

議長 　普本歌織君。

3 番 　財政的なこともあり、難しいとは思いますが、心配なさっている町民の方もたくさんおられることと思いますので、引き続きの検討を求めます。

次に、小中一貫校の教育内容について伺います。同スケジュール案では、令和7年度は湯田、

沢内とも小学校と中学校の連携体制を検討することになっています。連携体制検討の進捗状況をお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 小中連携体制の進捗状況についてお答えいたします。

スケジュール案のとおり、来年度からは学校と連携し、実際の学校現場の視点等を踏まえての小中連携体制について検討していくことを予定しております。

現時点としては、他自治体の小中連携校の視察等を行いながら、次年度に向けての内部検討を行っている段階にあります。

議長 普本歌織君。

3 番 小中一貫校への移行や教育内容などについて保護者アンケートが行われたと思いますが、どのような声があったかについてお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 保護者アンケートでの小中一貫教育への意見などについてお答えいたします。

保育所、小中学校の保護者が重なっている方もありますので、現在回収率等は整理を行っている段階ですので、おおむねの割合でお答えさせていただきます。小中一貫教育に賛成が7割、反対が1割、その他2割でした。

賛成の方の意見としては、「ほかの事例を見ると、9年を通して学び、英語など教科担当制を小学校のうちに付けられるなどよい取組だと思うから」、「児童生徒が少なくなっているが、一貫校にすることで縦の交流を増やすことができると思う」、「様々な年代で交流したり学ぶことは、子供たちの成長にプラスになると思う」、「運動会、文化祭などの行事も小中一緒になることで、地域のたくさんの方に参加していただけると思う」、「保護者の役員負担の軽減が見込まれる」、「中1ギャップが緩和され、小学校時で定着し切れなかった学習を補える可能性があることに魅力を感じる」、「急激な環境の変化が

なく、小中双方の子供たちによい影響を与えると思うから」、「魅力ある教育を創造し、他地域からも西和賀町で学びたいという児童生徒、生活したいという保護者も見込まれる可能性があるから」などが挙げられます。

反対の方の意見としては、「9年間同じ環境、クラスメートも同じということへの不安がある」、「町に小中2校ずつあるのだから、小学校1校、中学校1校にしたほうがよいと思う」などが挙げられますが、小中一貫教育制度に反対の考えというよりは、小学校、中学校同士の統合のほうが望ましい意見が多いと捉えております。

その他の方の意見としては、小中一貫教育がよく分からないという内容のものでした。

以上がアンケートでの主な意見でありました。

議長 普本歌織君。

3 番 このアンケートの結果を保護者や町民に知らせることは考えているのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 アンケート結果の周知についてお答えいたします。

アンケート結果については、ホームページでの掲載を予定しております。また、この後最終的な町の考えを広報でお知らせいたしますが、その中で概要はお知らせしたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 保護者の皆さんもアンケートに答えたからにはどのような結果だったかということに気にされていると思いますので、その周知は十分と思うところです。

小中一貫校としての機能を十分発揮するためには、小中の教育を常に見渡し、それぞれの発達段階に必要な教育の連携を進める、そういった役割の人が必要なのではないかと考えますが、そういったところではどういった体制を考えているのでしょうか。

議長 教育長。

教育長 おはようございます。本日もよろしくお

願いたします。小中連携の体制についてお答えしたいと思います。

体制については、教育委員会と小中学校が連携し、来年度から一貫教育を行うための課題や、それから目指すべき姿を整理しながら協議を行っていきたいと考えているところです。

議員の質問のとおり、小中学校において9年間の連続した発展的な学びができるように、常に学習の進捗状況を把握し、改善する体制は必要です。沢内地区においては、令和10年度の開校を目指していますが、現在既に小中学校の校長、副校長及び教務主任の組織体制をもって、教科であります。総合的な学習の時間の9年間の学びを構築するための検討を今現在進めているところです。このように開校前であっても学校の課題解決に取り組める体制をもって連携を深めていきたいと考えているところです。

また、建設においても小中の先生方が連携しやすいように一体化した職員室を設置するなど、ハード面についても検討し、校務分掌ごとに打ち合わせることができる体制づくりについて考えていきたいと思っております。

以上であります。

議長 普本歌織君。

3番 教育委員会の中にその担当の方がいて、小中と連携を取りながらという、そういうイメージでいいですか。

議長 教育長。

教育長 教育内容に関わっては、指導主事及び私に対応することになるかと思っておりますし、その他いろんな面については現在いる委員のメンバーを活用しまして課題を解決していきたいなと思っているところです。

議長 普本歌織君。

3番 では、次の質問に行きます。おでかけバスのA I オンデマンド化についてです。町内を運行している沢内おでかけ、湯田おでかけの各路線、午前2便目と午後の1便目についてA I オンデマンド化する旨、2月3日の全戸配布で

周知され、詳細が2月17日の全戸配布で周知され、そして3月3日から運行が開始されていると承知しています。こちらの導入の経緯について伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

A I オンデマンド交通は、従来の定時定路線型の路線バスではなく、利用者の予約に応じてA Iにより最適な経路と時刻を設定し、バスの配車を予約状況に合わせて行う乗合輸送サービスでございます。

先週行われました刈田敏議員の一般質問の際にも申し上げ、繰り返しになりますが、今回全てのバスがこのA I オンデマンドに切り替わったわけではございません。県道1号路線とおでかけバスの午前の最初の便は、今までどおり予約なしでご利用いただくことができます。3月3日からA I オンデマンドに切り替わったのは、湯田と沢内のおでかけバスの午前の2便目と午後の便のみであります。繰り返しますが、県道1号路線とおでかけバスの午前の最初の便は、今までどおり予約なしでご利用いただくことができます。

さて、導入の経緯につきましては、西和賀町地域公共交通計画策定時に使用したアンケート結果において、お出かけに不便を感じる理由としてバスの時刻が合わないが一番多い回答となっており、課題として利用者のニーズに合わせた公共交通サービスの提供が挙げられたことから、同計画ではI C T技術の活用により利用者が乗りたいときに乗ることができる環境構築を目指すこととしております。

また、同計画に基づき西和賀町地域公共交通活性化協議会において協議した結果、A I オンデマンド交通を導入することで利用者のニーズに合わせた運行体制を構築し、利便性の向上を図ることで、現在の運行方法では拾えていない利用者の掘り起こしを行い、利用者の増加につなげていくことになったものでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 AI オンデマンドバスについては、6 月議会の一般会計補正予算の審議で予算を可決したわけですが、このときの唐仁原議員の質問への答弁では 1 月から 3 月に実証運行をするということでありましたが、実証運行は行われたかについて伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

令和 6 年 6 月議会、一般会計補正予算審議において答弁申し上げた実証運行の実施についてであります。AI オンデマンド交通を導入する湯田、沢内おでかけバスの路線につきましては、西和賀町地域公共交通計画に確保、維持が必要な路線として位置づけることで、国庫補助の対象路線として認定を受けており、運行に向けて手続の調整を進める中で、実証運行とした場合には補助対象路線から外れることが判明したことから、実証運行ではなく、AI オンデマンド交通の一部導入ということで整理をしてございます。

おでかけバスの午前 2 便目と午後の便の時間帯で AI オンデマンド交通の運用を開始したところですが、予約に対してうまくバスが配車されるか随時情報収集しながら分析を行い、適切な運行となるよう AI システムの補正を行っていく予定です。

令和 7 年度以降の利用状況を見ながら、おでかけバス午前 1 便目の定時定路線運行や AI オンデマンド交通の湯田エリアの曜日別運行のほか、運行車両の定員数の見直しなどを検討していきたいと考えております。また、AI オンデマンド交通より以前のような定時定路線のほうを利用しやすいということであれば、AI オンデマンドを一旦休止するという選択肢もあり得るものと認識をしているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 今の運行は実証運行ではないが、改善を加えながら検討していくということでよろしい

ですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ただいまの議員のお尋ねのとおりでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 午前の 2 便目、午後 1 便目が AI オンデマンド化するということで、定時路線は事実上の廃止であると考えます。周知から運行の開始の期間が 1 か月では短過ぎたのではないかと考えております。1 月から 3 月の期間をかけ、実証運行しながら周知を進めると取れる答弁であったからこそ、議会としても了承したという経緯があります。このことについての認識を伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

冒頭にも申し上げておりますけれども、今回全てのバスが AI オンデマンドに切り替わったわけではございません。県道 1 号路線とおでかけバスの午前の最初の便は、今までどおり予約なしでご利用いただくことができます。定時定路線は廃止しておりません。AI オンデマンドに切り替わったのは、湯田と沢内のおでかけバスの午前の 2 便目と午後の便のみでありますので、重ねて申し上げます。

加えて、今回 AI オンデマンドに切り替えようとした目的は、アンケート調査などで寄せられた不便さの改善を図るためであり、あくまでも利用者の利便性向上を目指す試みでありますので、改めてご理解いただきたいと思います。

さて、とはいっても導入に係る周知の期間が 1 か月では短過ぎないかのご指摘でございますが、今申し上げたことなども含めて、その分丁寧に利用方法の説明や利用者登録などのサポートを行っていくほか、必要となる情報の発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 今までの定時路線で手を挙げれば乗ることができた従来の方法から予約が必要なシステムへの移行であると認識しています。予約手続の理解に時間がかかる町民もいると考えますが、利用の仕方について町民の理解を進めるための手だてをお知らせください。先日の刈田議員の質問にもありましたので、重複答弁となるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

町民の予約手続の理解促進についてでございますが、住民説明窓口として2月25日から当初は3月7日までの予定でございましたけれども、町立西和賀さわうち病院に企画財政課の出張窓口を置く予定でございました。7日までとしておりましたけれども、これをもう一週間延長して3月14日まで出張窓口を置くことにしているほか、2月25日から3月末まで随時集落支援員による相談受付などの対応をしながら、スマホアプリの登録や利用者登録やサポートなどを行っております。

また、期間終了以降も引き続きサロン活動など人が集まるところに出向いて、A I オンデマンド交通の利用方法の説明や利用者登録などのサポートを行い、町民の予約手続の理解促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 システム移行には様々な方法が考えられたと思います。町民の混乱を防ぐ意味では、現行の路線は維持したまま、試行的にA I オンデマンドを導入することはできなかったのかという質問ですが、先ほどの課長の答弁にあったとおりかと思しますので、次の質問に行きます。

6月議会で一般会計補正予算審議の答弁で、また今の説明の中でも利便性の向上を見込んで導入したということでしたが、どのような点で利便性が上がると考えているかをお知らせください。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

A I オンデマンド交通の導入による利便性の向上についてであります。おでかけバスの定時定路線型では各地区週1回から2回程度の運行となっておりますが、A I オンデマンド交通では沢内エリアと湯田共通エリアでは月曜日から金曜日の週5回、湯田東エリアでは月曜日から火曜日の週2回、湯田西エリアでは水曜日から金曜日の週3回と利用可能な曜日が増えます。

また、定時定路線型では、午前中は各地区から町なか、午後は町なかから各地区と運行経路と時刻が固定されていましたが、A I オンデマンド交通では午前中に町なかから各地区へ移動することが可能となるため、午前中で通院や買物が終わった場合に午後まで待つ必要がなくなり、午前中のうちに各地区へ移動することができるようになります。

このほか定時定路線では難しかったJ R北上線の横手方面行きへの接続や、ゆだ高原駅、ゆだ錦秋湖駅へのアクセスも可能となり、昨年全線開通100周年を迎えたJ R北上線の二次交通の充実による利用促進にも寄与するものと考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 これまでの運行の仕方は、決まった時間、決まった場所に来てくれる安心感があったとの町民の声が届いています。おでかけバスの使いにくさが病院の使いにくさというか、予約の手続の理解のところだと思いますが、病院の受診控えや買物難民につながるのではないかとの声も複数届いております。このような声に応える手だてはあるでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

そのようなご不安を抱えておられる町民の皆様の声には真摯に対応してまいりたいと考えております。丁寧に説明を尽くし、まずは利用していただき、ご意見などもいただきながら、必

要に応じて工夫、改善を図ってまいりたいと考えております。

あくまでも利便性の向上、より利用しやすいと感じていただくための今回の取組でありますので、いざやってみて不便さが改善されないだとか、かえって不便になったなどの理由で利用者が増えないようであれば、元の定時定路線型に戻すことに何のちゅうちょもいたしません。

繰り返しになりますが、丁寧な説明を尽くして、まずは利用していただくことを一番に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、次の質問に行きます。自衛隊への名簿提供についてであります。この質問をするに当たり、自衛隊の皆さんが災害対応など国民の命を守る活動に従事されていることには、まずもって敬意を表すものです。このたびの大船渡市の山林火災への対応も、休みなく続けてこられたことにも感謝の気持ちを表したいと思います。

質問に入ります。私は、町が防衛省の求めに応じて、18歳になる町民の個人情報をも本人の承諾なく名簿化して提出している件について、令和5年9月議会、令和6年6月議会と繰り返し問題を指摘してきました。除外申請を受け付ける市町村は全国的に増えてきており、県内でも北上市、花巻市、雫石町、盛岡市、宮古市、大船渡市、一関市、平泉町で取り入れています。これは、私が各市町村のホームページなどで調べたものでありますので、ホームページに公開していない市町村があるとすれば、まだ多いかもしれません。こういった状況への受け止めを伺います。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

それぞれの自治体での対応であるというふう
に受け止めております。

議長 普本歌織君。

3 番 除外申請を開始するに至った自治体の議

会での論戦を見ますと、例えば北上市では市長が提供されたくないという市民の気持ちに配慮するという答弁、また雫石町では町長の資料提供も望まない方への一定の配慮が必要であるとの答弁があり、除外申請に踏み切っています。また、花巻市では、令和6年3月に奈良市で起こった訴訟事件が紹介されています。新聞記事にもなりましたので、私も承知しているのですが、当事者である高校生の情報を含む名簿が市によって自衛隊に提供され、自衛隊から勧誘のはがきが届いた。この高校生は、自衛隊に本人の承諾もなく渡っていることがすごくおかしいと思ったという感想を述べて、はがきが届いたことについては怖いと感じたということです。このことから、プライバシー権を保障した憲法第13条の個人情報保護法などに違反しているとして裁判になっているという事案であります。これは、継続で審議されているものです。このことを花巻市議が紹介し、質問したことに対して、花巻市長は除外申請を認める自治体が増えている状況を踏まえ、高校生の気持ちに寄り添い、決断する 때가来ていると答弁し、除外申請に踏み切っています。説明が長くなって申し訳ありません。

6月議会の私の一般質問の答弁で、除外するための根拠法令等が定められていないため除外ができないという答弁でしたが、町が決断すれば除外申請はできるということではないですか。

議長 町民課長。

町民課長 まず、町内において、そういうお手紙がという報告もこれまで確認されてきたわけではございませんし、仮にあったとしても、それが直接権利、利益を不当に侵害するであるとか、議員が言われているものには該当するものではないというふうに考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 本人の承諾なく名簿化した情報を自衛隊に提出するべきでないということは大前提として、最低限除外申請を受け付ける必要があると

考えますが、いかがでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 昨年6月定例会でも同じ質問をいただいております。そもそも情報提供があらかじめ本人の承諾を必要とする事案ではないという法定受託事務であるということは、これまで繰り返しお答えしているとおります。対応しようとする場合は、自衛官募集の案件だけではなく、ほかの事案に対しても同様の対応が必要となります。その際、根拠法令、根拠例規に従って情報提供しているこの事案に対して、一方では根拠がない土台で除外することの整合性が取れなくなります。

繰り返しになりますが、除外申請対応しなければいけない根拠法令、根拠例規がないことから、町では対応しておりませんということになります。

議長 普本歌織君。

3番 承諾を取る必要がない事案とおっしゃいますけれども、本人の承諾がないところに違和感を感じる方が一定程度いらっしゃる、除外申請を受け付ける自治体が増えているということは、そこへの配慮ということだと思います。西和賀町もそこに配慮するべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

名簿提供等の一連のご質問ですけれども、これまで、そして今回担当課長からも説明させていただいておりますように、法令に従い適切に対処しておりますので、私からのお答えにつきましてもそれに尽きるものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、あえて申し上げさせていただきますが、この件に関しましては他国から国を守る防衛に関わること、政府及び国において対処していただくべき事項であり、国会の場で議論いただくことであると考えております。町としましては、国において成立した法律及びそれに連なる政令、

省令等、法令に基づき対処すべきものであると考えております。

また、そもそも法令違反か、あるいは国会の場で成立しました法律自体が憲法違反であるかどうかにつきましては、行政が判断できるものではなく、裁判所においてなされるものであると考えております。そのような判断が裁判所等でなされ、判決等が確定した場合は、当然それに従って対処するということになるものと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 では、次の質問に行きます。パートナーシップ制度についてです。パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に結婚に相当する関係とする証明をし、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。例えば病院で家族としての扱いを受けられる、公営住宅の入居に際して家族として入居可能といったようなものであります。令和5年12月議会の私の質問への答弁では、町は性的マイノリティーに関しては周囲からの差別や偏見を恐れてカミングアウトしにくい状況にあるとしながらも、この制度に対する問合せや要望がないことから、まだ検討は行っていないという答弁でありました。

また、誰もが生きやすい環境を整えることについては、多様な価値観の中でみんながよく暮らしていく、そのための対処をしていく旨の答弁がありました。

パートナーシップ制度については、その後の検討は進んでいるでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、パートナーシップ制度についての検討状況についてお答えします。

令和5年12月議会で質問いただいて以来、パートナーシップ制度に対する問合せや要望がなかったため、具体的な検討は行っておりませんが、いわて男女共同参画サポーター養成講座の受講を通じて、ジェンダー平等や多様な性の理

解と支援について学習する取組を行ってきたところでございます。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3 番 県としてもパートナーシップ制度を導入しており、市町村が制度をつくれば県立病院、県営住宅入居などで家族として利用ができるという体制になっています。また、この制度のある自治体も増えてきており、県内でも盛岡市、北上市、紫波町、一関市、花巻市、奥州市などでパートナーシップ制度を整備しています。他自治体でパートナーシップ宣誓をしている方が町に移住を希望する場合もあると考えられますが、そういった場合、町としてはどう対応するのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 他の自治体でパートナーシップ宣誓をしている方が町内に移住を希望する場合の対応についてお答えしたいと思います。

現状においては、パートナーシップ制度がないため、ご指摘の事例に対応する状況にはありません。しかし、パートナーシップ関係にあるカップルが暮らしにくい状況に置かれていることに加え、仮に西和賀町に移住を希望しても、パートナーシップ制度がないために移住を諦めざるを得ない状況であることは決してよいことではないと考えております。

このようなことから、ジェンダー平等や多様な性についての学習を町民の間で進めていくとともに、パートナーシップ制度の制定に向けて庁内、役場の庁内ということでございますけれども、検討を進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3 番 パートナーシップ制度を整備し、誰もが生きやすい環境を整える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 パートナーシップ制度を整備し、誰もが生きやすい環境を整える必要性についてお答えします。

先ほどもお答えしたところですが、パートナーシップ制度の導入はパートナーシップ関係にあるカップルの生きにくさ、暮らしにくさを解消し、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会を実現するために取り組んでいく必要があるものと考えております。

それとあわせて、誰もが生きやすい環境を整えるためには、まずは町民が性的マイノリティーにある人たちの現状を学び、知る必要があるものと考えております。そのために、社会教育の様々な場面を捉えて取組の進め方についての議論を行うとともに、男女共同参画講演会において専門家から学ぶ機会を設けたいと考えております。また、生涯学習だよりや町広報紙においても、パートナーシップ制度に関する話題を取り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3 番 具体的な方策が出てきたことは、とても評価するものです。そのように進めていただきたいと思います。

町長の施政方針演述について質問します。3ページにある総合計画策定に向けた事前の取組として、今後は住民懇談会の実施などを行うとありますが、どのような懇談会を考えているのでしょうか。ゼロベースからの話し合いを行うということでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

総合計画策定に向けての住民懇談会の持ち方についてであります。令和7年度は計画の策定年度であることから、住民の皆様との意見交換を行うためのある程度の材料がなければならぬものと考えております。その材料であります。昨年末から今年、年始にかけて高校生以上の町民を対象に実施したまちづくりアンケート

トの調査結果などにに基づき、できれば10年後の町の将来像、総合計画の基本構想部分に当たるものを提案し、ご意見をいただくことを想定しております。また、議論が散漫にならないよう、今後のまちづくりにおいて重要になると思われるテーマを設定し、このテーマに限った意見交換を行うことも検討しているところでございます。

住民懇談会の開催時期はまだ決定しておりませんが、総合計画の策定スケジュールにも影響することから、少なくとも年度前半で実施したいと考えておりますし、開催箇所は町内29全ての行政区で実施できないか検討しているところであります。

いずれにしても、住民懇談会の持ち方も含め、総合計画の策定に関しましては基本構想審議会にお諮りした上で、住民の皆様にも周知を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

議長 普本歌織君。

3 番 町民の意見を十分に反映するということは、今の答弁にありましたように十分していただきたいと思います。一方で、読んでもらえる計画書、町民の共感を得られる計画書というのは本当に目指すべきものだと思います。実現に向けた具体化を注視していきたいと思っています。

次に、教育長教育方針について伺います。5ページにある情報端末機器を活用した教育については、町内の各学校で工夫され推進されていると認識しております。ここまで実践してくる中で、活用の方法、教員の研修、実体験とのバランスなど課題も出てきているのではないのでしょうか。町の考える児童生徒に学ぶ楽しさと意欲を引き出す環境というのはどのようなものなのでしょうか。

議長 教育長。

教育長 端末機器を利用した教育における児童生徒に学ぶ楽しさを引き出す環境とはについてお

答えさせていただきます。

現在、児童生徒へは学びのツールとして一人一人にタブレット端末を貸与しております。指導、支援する教職員においては、授業や家庭学習等において児童生徒が個々に考える場面、それから相互に考えを交流し、思考を深める場面等で活躍できるよう研究を進めているところで

す。楽しさと意欲は、児童生徒が知らなかったことやできなかったことが学習を通して分かったとか、できた、みんなの役に立ったという体験と、周りから評価されるときに生まれるものだと考えております。

各学校の教職員は、授業実践や研究会、研修会での意見交換などを通して、端末機器のよりよい有効な活用について試行錯誤を行い、指導力の向上に現在努めているところで

す。以上のことから、学びの楽しさと意欲を引き出すための環境とは、1つとしては課題解決のために必要な資料を引き出す端末機器等のツールがまずあること、それから自ら研さんを積み、積極的に支援できる教職員がいること、そして失敗を恐れず挑戦できる仲間と学びの空間がある環境であるというふうに考えております。

以上であります。

議長 普本歌織君。

3 番 私もタブレットなどを使った授業を参観させていただく機会がありますけれども、本当に先生方、工夫されて活用されているなというふうに感じています。しかし、特に実体験とのバランスは難しいのではないかなと思ったりもするところもあります。このことについても引き続き注視してまいりたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

ここで11時まで休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

1番 北村嗣雄でございます。今回一般質問を通告させていただきました。よろしくお願いいたしますします。

質問に入る前に、先ほど同僚議員からもお話がありましたが、今回の大船渡の山林火災、大変な災害でございます。人災、家屋も被害を受けており、本当に心からお見舞いを申し上げるものでございます。一日も早い復興がなされることを祈念するものでございますが、実は本町においても先月ですか、私ども食料基地として使わせていただいているスーパーオセンが火災に見舞われ、1週間ほどの営業中止となったわけですが、スーパーオセンさんの一日も早い復旧に取り組んだ結果から、私ども食料を確保する上では大変助かっているわけですが、営業再開に当たっては200人ほどのいわゆる買い求めの住民の方が参加したというか、集まったということをお聞きしておりますけれども、本町において、いかに今のスーパーオセンさんが重要な食料確保の拠点であるかということがうかがえるものでございます。スーパーオセンさんに対してもお見舞いを申し上げながら、私ども地元のいわゆる食料基地として愛想を持って使っていきたいなというふうに考えております。

それでは、早速質問に入りますが、通告している順に質問させていただきます。私の質問項目は、農業政策についてでございます。質問要旨を申し上げる前に、答弁は町長にお願いしてございます。

それでは、質問いたします。国は、去る11月31日、水田を活用した農業政策を令和9年度から見直すことを明らかにした。主食米から麦、大豆、飼料作物などへ転換した場合に支払われる水田活用の直接支払交付金を見直すとしてい

る。

令和7年度、米は輸出を含めた需要拡大を目指し、麦、大豆、飼料作物は転換を条件とせず、畑で栽培したものも支援対象とする。

水田活用の直接支払交付金の支給は、現在は5年に1度の水張りが必要だが、令和9年度以降にはこうした条件を求めない。また、令和7年度、令和8年度には土壌を改良する資材を使うなどすれば水張りをしなくても交付の対象とするとしている。

国が水田政策を見直す背景には、昨夏の米の品薄と価格高騰がある。ロシアのウクライナ侵略などの国際情勢の変化や気候変動により、需給のバランスが崩れるおそれがあるとメディアは述べています。

国の政策は、平成30年に米の生産調整（減反）を廃止した後、農家が米を作り過ぎないように交付金で転作を促してきた。今回の制度の見直しは、農家支援策の大幅な大転換となる。

私がこの通告を申し上げてから今日まで1か月を経過しておりますが、情勢は徐々に変わる可能性もありますけれども、以上のことから次の事項について本町の認識と見解を伺うものでございます。

質問1になりますが、水田活用の直接支払交付金の見直しは、令和9年度から実施するとしているが、令和7年度と令和8年度は土壌改良する資材を使うなどすれば、水張りなしで交付金の対象とするとされている。本事案について詳細、所見を町の所管からお尋ねしたいと思います。町長、よろしくお願いします。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。ただいまの水田活用の直接支払交付金の見直しについてお答えをしたいと思います。

水田活用の直接支払交付金の見直しについて

は、議員からのお話のとおり、農林水産大臣の発言として報道等により概要が発表されております。このことについて、この報道等による記事以外の詳細は現段階で発表されていない状況でございます。

東北農政局の見解といたしましては、本年3月末から4月頃にかけて詳細の説明があるので、はなからうかということでございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

議長 北村嗣雄君。

1 番 この件については、新年度、今年度含めてのかなり影響というか、関わりがある事案でございます。本町も雪解けとともに、4月には農作業が本格化します。今この時期、農家、農業生産者は水田の作付の計画を検討されている時期でもあり、本年度に関わる国、県の示す施策に注視しているところだとまず感じられるわけですが。この事案に関わる情報など、あるいは確認次第、やはり町の担当所管は急務に農家、生産者に説明すべきと考えるものでございます。

実は、昨日、本町においても各農家に来年度の作付計画書というのが配付されております。私のところにも来ましたが、そういう観点から我々耕作者、農業者に対しては、やはり情報がいかに早く求められているのかということがうかがえるわけですが、その辺所管、担当課として認識を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。議員おっしゃるとおりでございます。今回農政雑誌ということで、全町というか、町内に配付をさせていただいておりましたので、まずその中身を見ていただきたいと、そして分からないところとか不明な点とかありましたら、農林課のほうにお電話いただければ丁寧に説明はさせていただきたいと思っておりますし、あと国のほうの制度の変更についても出次第、町民のほうにはお伝えするように努力はしたいと思いますので、よ

ろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1 番 今の課長の答弁は理解しますが、県や国からの情報というか、指示を受けるのみではなく、やはり時期も迫ってきますから、むしろこちらのほうから尋ねられるような先進的な取組も私は必要かなというふうに考えていますので、その辺も含めてご検討をよろしくお願いします。

それでは、②に入ります。国は、これまでの水田活用の直接支払交付金で水田転作を支援してきているところだが、今回の制度廃止により、水田に関わる転作が多い本町に及ぼす影響は極めて大きいと考えるが、町の認識を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

本町の水田の活用としましては、土地利用型作物である大豆、ソバ、飼料作物及び花卉、ワラビ等の作付について推進をしております。

今回の水田活用交付金に係る5年水張りの実施要件が不要となったことにより、現在転作作物として使用している水田については、水を張ることなく使用しても交付金の対象となるものと今は理解をしておるところでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1 番 こうした制度が、私ども生産者からすると、これまでの流れから見ると、やはり国の政策に振り回されてきているというか、耕作者本来の耕作では、自由な耕作というか、ではないわけで、私が一番この件で懸念しているのは、これまでも本町においては耕作放棄がかなり大きい面積であります。今本町の農家、生産者は、個人でも集積された、ある程度面積を確保した生産者、それから法人、あるいはほかの組織は、やはり地域ごと、あるいは地域ごとを超えての、これもある程度というか、大きな集積をされて経営されている農家がございまして。そのほかにも小規模はありますが、今後の本町の農家の生

産動向というか、経営動向を見るには、どうしてもある程度の規模の集積を持った個人を含めて生産者が組織の、あるいは法人の方が今後中心的に、今もそうですけれども、よりそうなる傾向があると、まず私は考えます。

こうした中で、町ではいわゆる今の状況からして、決して安定した農業が、やっぱり希望の持てるというか、持続可能な経営ができる方向に持っていくにはどのような認識をされているのか。まず、経営母体も変わってきている中で、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 農林課長。

農林課長 ご質問ありがとうございます。今の町内の農業経営者の方たちの状況というか、そういったものに対して、町でどのように考えているかというご質問だと思うのですが、いずれ町としても従前から大規模経営体の育成ということで、いろいろな事業に取り組んでまいった次第でございます。

まず、今年というか、今年度国で策定をした食料・農業・農村基本法の中でも大規模経営体の育成についてはそのとおり、まず育成していくと、進めていくという形になっていますし、そのほかにはそれ以外の例えば農家、小規模農家、そういった経営体についても推進していくような書き方になっておりますので、そこら辺も見据えながら、農家の荒廃につながらないように農業経営者の事業を進めていけるような施策を取っていければいいのかなと思っておりました。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 いろいろ話したいことはちょっとありますけれども、③のほうに入っていきたいと思えます。同じ形態ですので、3の国では麦、大豆、飼料作物は水田、畑にかかわらず、これまでの転作助成から条件つきで生産性向上に取り組む場合は支援し、作物ごとの交付金は改めて審議するとしております。方針では、農地集約など

で大規模化を進める米生産者を対象に支援する姿勢を明確にしていることなどから、作物ごとの助成金の見直しには本町では減額が避けられないとも考えられるわけですが、町としての所見を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

先ほど最初にご質問いただいた水田活用の直接支払交付金の見直しに係る詳細と所見に対する答弁と重複をしてしまうのですが、現段階では報道等による記事以外の詳細は発表されていない状況でございますので、国からの詳細に係る説明に基づき今後対処していくことであると考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 農水省の所管のこの話であって、国の決定した事案では、まだはっきりしないところがありますから、これ以上あれしてもあれですが、ただ本町においてはかなり影響力のというか、やっぱり注視するところだなというふうに感じるところでございます。

4番に入っていきますが、転作助成の交付金の見直しで、本町の米農家、生産者の米の作付が増し、併せて農業用水の需要量が増加するのではないかと推測するところです。これまでも団地化水田の地域は水の需要期に不足が続いております。今後の米の作付の増加は、さらなる水不足の深刻な事態の発生が懸念されるのですが、当局の認識と見解を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

近年の地球温暖化等による天候による影響と、農業用水路の老朽化等への対応が必要であると考えております。農業用水の安定した供給体制を目指して、事業費における町の財源確保と活用できる事業について検討しながら、必要に応じて対処してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1 番 本町においては、土地改良区の管理されているところは、やはり基盤整備もされ、それなりの必要とする水もある程度は確保されているわけですが、それ以外に関わる水田の改修要望も、昨年も議会に、あるいは町当局にも請願されておりますが、含めて、やはりこうして見ますと町内南北にかかって数か所見られる、まだ今後それ以外にもいろいろ要望したいというような意向が聞かれております。

こうした現状の中で、今水田活用に含めたいろいろな見直しが出てきて、先ほど申し上げましたけれども、限られた農家、生産者で今後町の農業を支えというか、運営していく、耕作していく場合に、それなりの環境整備が可能な限りされていないと、なかなか耕作が進まないと、やはり耕作放棄にもつながるというのが改めて懸念されるわけでございます。この事業を取り入れて、例えば事案を入れてこれを解消するには、やはり町の財源だけではなかなか厳しい状況であることは私も知っていますので、国あるいは県のこれに関わる事業を当局として率先して可能な限り取り入れて、やはり農業基盤の整備を含めた農業振興に取り組む認識は、ちょっとその辺をお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

議長 ちょっと明確に、簡潔明瞭に質問してください。書いてはありますけれども、聞く質問については明確に質問してください。

内記町長。

町長 お答え申し上げます。

基盤整備の重要性については、もう何十年前もから先人たちが一生懸命取り組んでこられて今の状態があると思います。

一方で、やっぱり多額の予算を要することから、町単独でということでは到底いかになく、関係県、国等へお願いし、進めてきた経過がございます。

その一方で、生産者の方の担い手不足という

ところもございます。あと、土地の利用のあり方という問題もあります。その辺を町として調整しながら、できるだけそういう事業等を入れて、整備に向けられる部分は向けられるように引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

1 番 聞きたいことが、ちょっといっぱいあったものでごちゃっとやってしまって、すみません、分かりづらくなってしまって。私は、今再度申し上げますが、ただそれを町として、やっぱり重大事案として受け止めて、まず検討してもらいたいなというふうに考える意思でございます。今町長からもいろいろ話しましたので、一応この農業政策については打ち切って、次のほうに入っていきたいと思います。

西和賀高校の学級増について、答弁者は教育長をお願いしてあります。よろしくお願いします。人口減少の進む西和賀町だが、西和賀高校の魅力化の取組が実り、西和賀高校の2学級化の目標が達成できた。県外からの留学を本格化し、近年の寮の整備や地域と連携した探究学習などの取組が功をなし、北上市や県外からの入学生の増に結びついた。定員増を見据えた関係者の取組の成果と捉えています。

以上のことを踏まえ、次の事項について伺います。県教委の学級増加の認定の背景には、定員を満たした令和6年度の志願者を上回る見込みだとして判断したとのことだが、令和7年度の志願者数について、どれほどの人数か伺います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から令和7年度の志願者数についてお答えいたします。

調整前、調整後も同じでした。志願者数は64人で、志願倍率は0.85。また、このほかいわて留学、県外募集になりますが、合格者は既に5人と決まっている状況にあります。

議長 北村嗣雄君。

1 番 関連しますから次に入っていきますが、県内において統合以外での県立高校の学級増は、県教委の話では過去20年、例がないとのこと。学級数増減は、原則複数年度の実績で判断するが、西和賀高校は臨時の措置として1学級増で定員40人から80人までの志願者が応募できることに認定された。今後は、志願者、入学者の確保が重要な事案だと考えているが、認識を伺います。

議長 教育長。

教育長 西和賀高校の志願者、入学者の確保についてお答えしたいと思います。

現状ですが、もう既に令和8年度入学者の確保に向けて、これまでの取組を振り返るとともに、現在の志願状況を踏まえ高校と情報を共有し、効果ある取組について日々検討している状況にあります。

町内、県内、全国と中学生が減少していく中で入学生確保を続けていくことはさらなる事業展開が必要であり、特に西和賀高校の魅力発信、それから西和賀だからできる学びや体験の充実、学生寮対応などを推進していくことが求められると考えております。

これまででもでしたが、町内はもちろんですが、北上市、横手市の近隣中学校を中心に情報を発信してまいりましたが、今後は当初から花巻市などの中部管内と、状況に応じてはその他の地域への情報発信の強化も必要だと考えております。

いずれ2学級化になりましたが、議員のご指摘のとおり、今後の生徒確保のための活動が最重要課題ですし、町民の皆さんをはじめ多くの方々の協力を得ながら、地域に活力を与えてくれている西和賀高校の生徒確保に尽力していきたいとの所存でございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 よく理解しますが、いわゆる今回西和賀高校が2学級に増された、増額というか、認定を受けたということは、地域をはじめ関係者の

やはり懸命なる努力のおかげだと思いますし、それからこれを認定するに当たってのいわゆる県議会とか関係者のそうした支援もあってのことだと理解するものですが、やはり一番感じるのは増に向けて持続していく取組が今後強く問われると思うのですが、今ちょっと国会でも議題で協議されておりますが、高校の無料化、これが今後どう進展するかはまだ分かりませんが、でも方向性が出ていることは確かです。こうした場合、メディアというか、マスコミも伝えていますが、今の現状を見て、これが無料化になった場合は、やはり生徒の引き合いにも反映するし、それから私立校がすごく人気を呼んでおるということでございます。

私もちょっとあれしただけですけども、生徒自身もやはり自由というか、いろいろ予算のことも含め、学級費のとか、授業料の心配がなくなるわけですから、専門性の高い職を求めて大学への入学が増えて、要望が大きいだろうということも言われております。そうした場合、指導、教育の現場、あるいは質の向上というのが当然各学校等も求められてくるわけですが、今後その辺というのは持続をして、この2学級をして生徒を確保していくにはかなり厳しい条件も感じるが、その辺は今後、先のこととはいえ、人口減少が進むのは本町ばかりではない中で、生徒数も限られてくるわけですから、そうしたのを見た場合、西和賀高校を含めて西和賀の将来像にもなるわけですが、その辺についての所見を伺います。

議長 今の質問は、西和賀高校は県教委の管轄なので、町としての取組には限界も当然あるわけですから、町としての取組に対する、関連する質問であればいいのですけれども、県教委に踏み込んだ状態は、教育長は分かっているけれども多分答えられませんので、その辺ご認識ください。

教育長、お願いします。

教育長 持続可能な募集をどうやっていくかとい

うことについてお答えしたいと思いますが、これまで西和賀高校と連携し、ほかの学校との差別化というか、特色ある学校教育と一緒に目指してきましたし、高校の目指す姿と併せて私たちがどのような支援ができるか、いろいろ考えてきたところです。もう既にいろんなところで情報を発信しておりますけれども、引き続きそれについて賛同は得られるものと考えているところです。

現在県立高校の調査においては、小規模学校を望んでいる生徒が県内全体で40%いるというふうな現状調査があります。しかし、だからといってそこに入学できなかった理由、ただ課題があったように思っております。そこをしっかりと、小規模でどんなことを期待しているかということをちゃんと整理しながら今年度も進めてきた結果として増えてきたものだと思っておりますし、今後も高校と、それから県教委の動向とかいろいろと考慮しながら、町ができる範囲のところで一生懸命考えていって盛り上げていきたいと思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

議長 北村嗣雄君。

1 番 よりよい方向へ進むことをまず期待したいとともに努力していきたいなと思います。

それでは次に入りますが、最後の質問になるわけですが、内記町政について、町長、本人自身になりますが、町政運営について次の事項について伺います。内記町長就任から3年4か月がたち、町の人口減少が進む中に町の抱える諸課題、各分野の事業に対し、懸命なる取組のご苦勞に敬意を申し上げますところでございますが、内記町長の2期目に対する意気込みと決意を伺うと質問事項に入れていますが、内記町長は過日、2期目の町政運営を目指す出馬の決意を表明されております。

そこで、決意された内記町長の2期目に対する意気込みを伺いたいなというふうに思います。よろしく願います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

私は、町長としまして4年目を迎え、本年11月に1期目の任期を迎えます。就任後、継続した行政課題の解決に取り組むとともに、町の持続性を高めるための新たな取組に励んでまいりました。

町民の皆様、町を応援していただきます多くの皆様のおかげをもちまして、懸案となっております一般国道107号の災害復旧工事も本年中に本復旧ができるとの見通しとなりました。地域づくり組織のあり方につきましても、今後の取組次第といった点はございますが、新たな体制の構築を図ることができたのではないかと考えております。公共温泉施設のあり方につきましても懸案事項ではありますが、残っておりますが、一定の進捗を図ることができたと考えております。

岩手県立西和賀高校につきましては、これまでの長い取組、多くの方々のご尽力の成果であります。先ほどお話ありました来年度の入学者定員が倍増化されることとなりました。

第三セクターとして出発しました湯田牛乳公社におきましては、ヨーグルトを主体とする製品の売上げの急拡大によりまして、YUDAミルク株式会社として年間売上げが50億円規模、東京に20人規模のオフィスを構えるまでの自立した企業となっております。

ふるさと納税におきましても、私の就任後に取り組んでいただきました業務体制の変更時は寄附金額の減少は見られましたが、最近は大きく盛り返していただいております。

一方、人口減少の進行は続いており、各分野における担い手不足が地域の大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、来年度において今後10年のまちづくりの基本となる総合計画を策定することとしておりますが、その策定に当たり引き続き取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

先ほどご質問いただいて、マスコミ等に報道いただいたとおり、私は再選に向けまして取り組むべく決意をしているということを改めて申し添えさせていただきましてお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

1 番 ありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結します。

ここで昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 37 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順 6 番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2 番 議席番号 2 番、真嶋実です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、大船渡の大規模森林災害について、私からも心からお見舞い申し上げます。このたびの災害において、発災の翌日、大船渡の社会福祉法人から、私的な形ではありましたが、下着などの支援の依頼がありました。このことに町の包括支援センターも町社会福祉協議会と連絡を取り合い、素早い対応をしていただいたことにここで感謝を申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月定例会での施政方針演述の中で、町長は農業振興の 1 番目に第 2 次西和賀町農業農村振興プランを見直し、令和 6 年度から令和 9 年度までの実行計画を策定すると表明しています。同振興プランの見直し経過とその結果、また見直し後の実行計画の実施状況について伺います。

(1)、令和 6 年度から令和 9 年度までの実行計画の策定状況とその経緯をお知らせください。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農林課長。

農林課長 よろしく申し上げます。ただいまの質問につきまして、令和 6 年度から令和 9 年度までの実行計画の策定状況とその経緯についてお答えをしたいと思います。

第 2 次西和賀町農業農村振興プランは、平成 30 年度に策定をし、令和 9 年度までの 10 年間の計画期間としておりまして、3 年ごとに取組の成果と課題を整理し、その方向性を見直してきております。

令和 6 年度は、第 2 期、令和 3 年度から令和 5 年度の実績を評価し、令和 7 年度から令和 9 年度までの第 3 期プランに移行する方針としておりましたが、水田活用の直接支払交付金の見直しや、畑地化促進事業など国の農政の方針変更を踏まえて検討を進めさせていただき、令和 7 年度内に新たな 3 年間のプランを作成することとしております。

第 3 期のプランのポイントとして、1 つ、国や町内の水田の畑地化、水張りの動向等における西和賀農業のあるべき姿を見据え、その方向性を検討すること、2 つ目として地域計画と整合性を図り、持続可能な農業、農村の支援を継続すること、また 3 つ目として強い経営体の育成と、地域が必要とする多様な担い手の確保、育成を求める必要があること、そして 4 つ目として基幹作物の振興と地域資源の掘り起こし、6 次産業の推進について、関係機関からの意見を踏まえながら見直しを進めておるところでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 見直しを進めているということですが、今のが振興プランという扱いでよろしいのでしょうか。それについての実行計画についてはどのようなになっているか。本来であれば 6 年からということですが、今のお話ですと 1 年、

まず先送りしたという形のようにですけども、現状で計画自体が策定されているのかどうかお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

実行計画については、まず振興プランの中身になりますので、そちらについて今策定を進めていると。令和7年度中もかけながら、今の農政の関係が7年度中に大きく変わってきますので、そちらを加味しながら策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 では、(2)番になりますが、第2次西和賀町農業農村振興プランでは中山間地域等直接支払交付金制度の活用について、持続可能な農業集落育成の目的での取組として位置づけています。特にも集落機能強化加算及び生産性向上加算の取組については、令和6年3月、昨年のこの定例会で町長の施政方針演述において総括を行い、次期6期対策に向け、全ての集落での実践を目指し、必要な取組を推進するとしております。

①番、集落機能強化加算及び生産性向上加算についてどのような総括を行ったかお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

集落機能強化加算及び生産性向上加算についてどのような総括を行ったかについてお答えをいたします。中山間地域等直接支払制度につきましては、本町のような農業生産条件が不利な地域において、地域住民自らの活動による取組により農地維持活動が行われている事業となります。現在第5期対策としての取組をしているものでございます。

このような中、国では次期、第6期対策に向けて、基本部分については交付金10割の要件としてネットワーク活動計画の作成が必要となっ

たことと、本町の協定組織により取り組まれている集落機能強化加算についてはネットワーク化加算となり、生産性向上加算についてはスマート農業加算に変更となりました。

ネットワーク化加算とは、複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算されるものとなります。

また、スマート農業加算につきましては、ドローンや自走草刈り機等を活用した作業の省力化、効率化を図る取組を行う場合に加算されるものとなります。

当初国からの資料では、加算措置を実施する場合は新たな加算措置の活動要件を満たしていることを交付の要件としておりました。このことについて、本町の活動組織において変更に伴う対応が難しいとした意見が多くて影響が大きいことから、制度の見直しについて要望活動を行っておりました。

本年2月に入りまして、国からの新たな資料が発せられ、加算措置の変更部分については第5期対策、現対策ですけれども、第5期対策により加算措置を実施していた協定組織については、交付金基本部分10割交付の際に作成を求められるネットワーク活動計画の作成を要件に、経過措置として第6期対策においても同様に加算措置を継続できることとなりました。しかしながら、新たに加算措置を行う場合は要件を満たす必要があることから、今後地域内での話し合いによる合意形成が必要となるものでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 令和5年の実績が、集落強化が13協定、それから生産性協定が9協定であったかと思いますが、先ほど言ったとおりの町長の施政方針では全ての集落というような高い志を掲げておりましたけれども、現状では今何集落それぞれ

実施されているのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

ただいま議員がおっしゃったとおりの協定数で今のところは推移をしているということでございます。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、②番に入ります。総括を踏まえて、両加算制度と持続可能な農業集落育成に対する今後の町の取組方針を伺いますということで文書では通告しております。

先ほどの中で、今農政の変化についてもある程度お話をいただいておりますけれども、その中でちょっと私気になったのが、集落機能強化加算についてはかなり町から、町、ほかからの要望も踏まえて敷居は低くなってはいるようですけれども、ネットワーク活動についての要件というのは、現状、今の町のそれぞれの集落での加算協定からすると、やはりまだハードルが高いのではないかなという気持ちがあるのですけれども、町としての対応をお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

総括を踏まえて、両加算制度と持続可能な農業集落育成に対する町の取組方針について、まず最初にお答えをさせていただきたいと思います。このことを踏まえまして、本事業での活動については農地維持活動において重要な位置づけとなっており、町として今後も活動組織への支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

またあわせて、本事業の継続について、国に対して要望を継続してまいりたいと思っております。

先ほど追加のお話があった件についてですけれども、いずれ加算措置、今まで令和5年度も加算措置をしていた協定についてはネットワーク活動計画という計画を、これを第6期中に作成することになるのですけれども、こちらの作

成を要件に、まず取組は継続できるということで、このことについては町のほうで指導しながら進めてまいりつもりでございましたので、そのように答弁をしたいと思います。

ただ、今まで全く加算措置をしていなくて、新規にネットワークのほうの加算を取るとなると、これは例えば統合とかというような形で、そういったことを進めなければならなくなるので、確かにそこらはハードルが高くなるので、それはやはり双方の協定間での話合いというのが必要になってくるというものになります。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。なかなか今厳しくて難しい状況の中での対応、ご苦労さまだと思います。

それで、次ですけれども、ちょっと集落という部分から前のほうに戻ってしまうかも、水田活用という部分に戻ってしまうかもしれませんが、今までの当局からの説明などを伺いながら感じた部分で、生産性向上という点からすると、町の最重要作物の一つであるリンドウについて、これまで水田活用交付金が作目振興に大きな役割を果たしてきたかと考えますが、今の国の制度改正の中で水田利用という枠組みが外されて作目振興という題目に変わりつつあるようですけれども、その場合、大規模面積を要する土地利用型の作目である麦、大豆、またソバなどの作目振興にリンドウのような特産物が埋没してしまわないかという心配をして、危惧しているものですが、例えばリンドウについては県内他産地と手を結んで、作目振興策について国に要望していくというようなことは町では考えていないのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

生産性ということで、リンドウの水田利用について、麦、大豆等々大きな、もっと面積を使う土地利用型の作物に埋没してしまわないのか

ということでございますけれども、いずれ先ほど北村議員の質問のときにも答弁させてもらったのですが、そこら辺の制度がどうなるかというのがまだちょっと今不透明な段階にあります。ただ、やはり町として振興しているリンドウについては、今後も町としてはやっぱり振興作物として進めていくということで声は上げていかなければならないものであると考えておりました。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。この間、食料・農業・農村基本法改正、それから水田活用の水張り5年問題など国レベルの農政大転換と混乱の中で、なかなか中長期の計画を作成することが難しかったのではないかなというのは非常に察するものであります。また、水張りの方針については、つい先頃、1月に方針が撤回されるなど、国の方針は今現在も混乱したままです。国政の安定化を待っていれば、ますます今後町の計画策定というのはできない時代を迎えていくのではないかと考えます。

本質問の中心にある農業農村振興プランについても、やむを得ない事情ではありながら、1年間計画が先延ばしにされたという経緯もあります。計画づくりを先延ばしするのではなく、また計画のための計画に終わらないためには、まず足元の町の農業を検証し、実態を把握することから町の内発的なビジョンや計画をつくるのが大切だと考えます。この点、これまでの答弁で、私が危惧していたよりも熱心に取り組まれているという印象も受けたので感謝しますが、今後のハードルの高い要求だとは思いますが、今後の町の進め方として、そのような計画づくりの考え方の大転換が必要な時代ではないかと思えます。もし町の考えとして答えていただけるのであればお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

いずれ今の農政の現状が気候変動とか、あと自然災害、栽培適地の変化、国内人口の減少、国内需要の減少、そして高齢者の引退とか農業従事者の大幅な急減など、我々がこれまで経験したことのないような状況にあるということで、国のほうでもそういったことの中で混乱しているのだと思います。ですけれども、まず町としては、西和賀は西和賀町なりのやっぱり農業の進め方というのがあると思いますので、そこら辺を考えながら、今後とも計画のほうも進めてまいればと考えておりました。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、(3)に移ります。第2次西和賀町農業農村振興プランでは、6次産業の推進についても大きな項目として取り上げています。令和2年度から地産地消の一環として取り組んできたにしわが食材マルシェを踏まえ、令和5年度からはにしわが生産加工研究会を組織し、活動を推進してきました。

今後複合拠点施設整備の具体化を見据え、小さな農家が魅力的な農産物や加工品を地場で販売する仕組みが求められますが、これまでの取組の成果と課題、今後の事業推進方針を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

6次産業の推進についてお答えをしたいと思います。令和2年度から3年間実施をしましたにしわが食材マルシェは、西和賀町内で栽培された野菜を町内の量販店において販売することを試みたもので、参加した野菜生産者は限られ、数量的にも限定的でありましたが、販売側にとっても各種の新鮮な野菜等を地元から仕入れることとなりまして、メリットが感じられる取組として好評であり、消費者や実需者のニーズは顕在化しているものと捉えております。

今後の取組として、品目数と数量を増やし需要に応える生産体制の拡充と、加工による付加

価値の向上を進める目的でにしわが生産加工研究会を発足させております。まだ活動は少ないですが、令和6年度は町外の産地直売所の実践事例や6次産業化等に取り組む生産者を訪問し、直接お話を伺うなど現地研修を行っております。

また、農産物や加工品を地場で販売する仕組みとして、株式会社西和賀産業公社では地域商社としてにしわがのみせっこやめいぶつチョイスによるネット販売を展開しておりますし、ユキノチカラプロジェクト協議会では地域の魅力発信やPR、商品づくり、販促活動について多角的に活動を展開しており、個々の農家でも出品や商品PRに取り組みやすい環境が構築されております。

研究会では、まずは野菜を作ってみる、まずはネット販売をしてみたいといった会員自らの取組、挑戦に対して、株式会社西和賀産業公社、ユキノチカラプロジェクト協議会と連携し、事業等を活用しながら会員の意欲に応えていきたいと考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。拠点施設の実際に回していく具体化については、やはりこういう取組というのは非常に大事なものではないかなと考えます。

当初拠点施設整備は、道の駅の機能強化に向けて準備されてきたかと考えますが、6次産業の推進、特に1次産業からのアプローチについてはどのように考え、検討されてきたか。

ついては、先日の補正予算での審議で拠点施設整備から複合拠点施設整備に名称が変更されたことについて、これまで拠点施設整備に向けて検討を積み上げてきたかということでお聞きしましたが、積み上げではなく、新たな構想、計画策定作業で事情が変わったと答えられましたが、どのように事情が変わったのかお知らせください。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

これまで進めてきました拠点施設整備の構想から今定例会で補正予算を承認いただきました中で、複合拠点施設整備という新たな呼び方の施設整備構想になったわけですが、その際、確かに私からこれまで進めてきた拠点施設整備とちょっと事情が変わって、今回複合拠点施設として新たな施設の整備構想、基本構想、基本計画を策定することになったというふうに答弁申し上げます。

その変わった内容ですが、基本的には今まで道の駅の移転方針の延長で拠点施設整備ということで取り組んでまいりましたけれども、今回複合拠点施設というのは、補正予算の際も説明申し上げたとおり、商業施設を併設して相乗効果が期待される複合拠点施設ということで整備方針を打ち出したものでございます。商業施設を併設するに当たって、移転候補地か、整備候補地の場所が当初の想定していた場所と変更になる見込みとなったことから、移転というよりも新たに新設での整備方針としたところでございます。ちょっと分かりにくい説明かもしれませんが、そういうことでございます。

議長 真嶋実君。

2番 道の駅の移転から新たに商業を含んだ複合施設ということですが、当初の、これまでお金もかけてきた検討については、ただ単に場所の移動先だけのことなく、拠点施設のコンセプトについても検討されてきたかと思いますが、そういうところの積み上げがどうなっているのかなという疑問を持っております。

この先も6次産業の推進という視点から話を進めさせていただきますけれども、複合拠点施設という名称から道の駅以外の商業施設といった性格が加わるという中で、ますますにしわが食材マルシェや生産加工研究会の果たしてきた役割や、その検討した結果というのは重要になってくるのではないかなと考えます。

複合拠点施設整備計画に当たって、企画財政、農林、観光商工といった組織横断的な検討についてはこれまでも行われ、またこれからどのように行っていく計画でいるのかお知らせください。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今ご質問いただいた点については、まさにそういう町の今後のハード面、そしてそれに連なるソフトも含めまして大きい課題でございますので、当然連携を図ってやっていかなければならないと思います。

ちょっと言葉の整理等をするのに時間が、複合施設であったり、道の駅の移転であったり、拠点施設であったり、産業間連携における拠点施設という表現があったりということで、そこはちょっと整理してかからないと、いろいろやり取りで誤解を生じるといけませんので、それは整理しながらお話しさせていただかなければならないと思います、ご説明させていただかなければならないと思うのですけれども、1つ、あえて言わせていただきますと、食材マルシェで何年かやらせていただいた成果というのをぜひ生かしていきたいなというふうに思っております。それは、商業施設で試験的にやった成果がございますし、その施設が今一緒に協働で複合拠点施設にやっていこうというようなことで検討させていただいているのは説明させていただいているとおりでございますので、そういう経験を生かして、そういうのを無駄にしないように、お話の点を生かしながら取り組ませていただきたいと思っております。

議長 真嶋実君。

2番 大きな変更点があるかと思いますが、これまでのやってきた事業についての積み上げを大事にさせていただきたいと思います。

それでは、大きな2番、川をいかしたまちづくり事業について伺います。令和6年3月定例会の施政方針演述で川をいかしたまちづくり事

業について、湯本、上野々地区における整備計画を国と連携して進め、整備後の活用に向けたソフト事業の実施、人材育成などに取り組むと表明しております。

本年度この人材育成やソフト事業について、どのような事業を実施したのか、成果と課題はどのようなものがあったのかお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、湯本地区の整備につきましては、整備区域の活用を踏まえた地域活動の担い手育成による地域の活性化を目指したものであり、地区民によるまちなか交流館の床張り、案内看板製作などの活動等にも取り組みながら、施設の整備自体は令和6年3月に完成、7月27日にお披露目式を開催しております。

上野々地区は、文化施設等の活用促進、周辺地域の活性化を目指し、地域住民等を含めたワークショップなどを重ね整備を行ったもので、町側の整備は令和6年12月に完成しております。

かわまちづくり計画におけるソフト事業の位置づけですが、湖面活用に加え、既存の各種事業、イベントなどがございますが、さらなる利便性の向上や活用を捉えたものであり、既存事業はおおむね計画どおりに実施されたものの、湖面活用の面では整備区域の完成時期ですとか、国道107号線のトンネル工事などにより湖面の水位の上昇ができないということもございまして、整備に関わっての実施には至っていないという状況でございます。

湯本、上野地区の整備に関しては、地域づくり、施設の活用促進の面からの計画であることから、関係する組織、地域づくりなどに主体的に取り組む可能性のあるメンバーなど将来を見据えた担い手となる人材を意識して進めてきたものですが、主体的な活動、施策と連携した取組の起こり、また維持管理などにおける清掃活動などがございますけれども、協力などが課題であるというふうに捉えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 かわまち事業については、先日の補正予算では、まずやな場設置についての予算400万円が減額されております。上野々地区では、芝生やあずまやなどの公園としてのハードウェアは、私としてはほぼ完成と思っていましたけれども、もう完成していたということです。周辺施設として、次年度に向けてはUホール、図書室についてもエアコン設置などの環境整備、それから銀河ホールではホワイエを日常的に開放するなどという計画もお聞きしております。一方で、公園そのものをどのように管理、運営しようとするかということについては、私自身、上野々地区の住民ですけれども、どうもちょっとまだ見えてこないなという思いがあります。

ほっとゆだ駅前から川を挟んでの一带の振興に向けて、次、ハードを終えて、次の人とソフトの事業展開が重要と考えますが、かわまち事業の事業全体が少し尻すぼみになってしまわないかなというふうに心配しております。次年度に向けた人とソフトについての施策を、もう少し方向性をお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

上野々地区につきましては、先ほど説明したとおり、かわまちづくり事業としてのハード整備というものについては、町の部分は今年度で終わり、令和7年度は国の部分が若干残っているというところになります。

それで、具体的な活用という部分につきましては、まず設置の目的という部分でいきますと文化施設の活用促進、あと周辺地域の活性化というようなところを目指しておりまして、やはりそういう部分からいきますと、まず検討するような組織づくりという形が大事だとは思っております。ただ、これも施設の活用の面から働きかけという部分もあれば、あとはその地域のですとか、あと各種団体からの起こりという部

分もあると思います。そういうふうなことが実際課題なのではございますけれども、まだ具体的にはそういうふうな形は見えてきていませんが、そういう部分の状況を捉えながら、まず活動というか、活用に向けた取組は進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございます。先ほどの大きな1問目の農業農村振興プランと2番目のかわまち、併せて令和5年度、6年度の町長施政方針演説から質問させていただきました。ちょっと心配しながら質問した内容ではありましたが、丁寧に仕事はされているのだなと思いましたが、その上で改めて町長は年度を閉じるに当たり、ご自身の施政方針演説についてどのような検証、分析を行い、次年度の施政方針に向けて引き継いでいращやるかをお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

施政方針につきましては、その年、そしてその年を踏まえてのその後の取組の私の考え方を述べさせ、それに連なる各種施策について各担当分野ごとに説明させていただいた流れになっております。それぞれにおきまして、計画における指標の検証であったり、あるいは大きくは決算を含む議会での検証等を踏まえながら、そうしたところでの総括を踏まえ反省し、そしてまた生かせるものを、ご意見等をいただきながら、その都度都度作成させていただいております。そういう積み重ねの上に進展していくのだろうというような考え方で施政方針については臨んでおりますので、ご理解をいただければと思います。

議長 真嶋実君。

2 番 では、大きな3番、新たな、先日述べられました町長施政方針演説についてお伺いします。

施政方針演説の3ページで総合計画の策定に

について述べられておりますので、この点について伺います。これまで別建てで策定していたまち・ひと・しごと創生総合戦略も包含すると述べられておりますけれども、昨年行われた町政懇談会でそのような説明があったのでしょうか。まち・ひと・しごと創生総合戦略もこの総合計画に包含することとなった経緯と趣旨をお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

総合計画にまち・ひと・しごと創生総合戦略も包含することになった、まずは経緯から申し上げます。もともと本町の総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画期間等がそろっておりませんでした。現在の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に当たり、より人口対策に特化した戦略とするため、策定を1年延長したことで、結果的に総合計画と総合戦略の計画期間の終期が令和7年度末というタイミングで統一されたわけですが、このこと自体が総合計画と総合戦略の一体化のきっかけになったというわけではありません。

この一体化については、国において地方版総合戦略を所管している内閣府地方創生推進室からは、総合計画を見直す際に、見直し後の計画が地方版総合戦略としての一定の要件、内容も備えている場合には、両方を一つのものとして策定することは可能であるという見解が従来から示されております。

こうした動向を踏まえ、全国的にも総合計画と総合戦略を一体化する自治体が増えてきており、県内でも近隣では北上市や金ヶ崎町などで既に両方を一体化した総合計画が策定されておりますし、こうした流れが今後のスタンダードになっていくものと見込まれることから、本町においてもこれに倣って一体化する方針を定めたところであります。

昨年行った町政懇談会では、このことについての説明は行っておりませんが、基本構想審議

会やまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議では、こうした方針を了承いただいているところでありまして、昨年9月の定例町議会においても真嶋議員からの一般質問に対する答弁の中でこのことにも触れさせていただいているところでもあります。

次に、一体化することの趣旨については、総合計画は町の総合的な振興、発展を目的とする計画で、総合戦略は人口減少の克服及び地方創生を目的とする計画であります。総合戦略の取組は他分野にまたがる取組が多く、また総合計画に位置づけられる長期スパンでのまちづくりと共通する考えを有していることから、総合計画の中に総合戦略を位置づけることで、より一貫的な取組とすることが可能になるとともに、計画内容を一体化することにより双方の関係性が明確となり、総合計画と整合性の取れた総合戦略とすることが可能となると見込まれます。

また、別々に計画を策定することに伴って、進捗管理等も別々に発生することの解消につながるため、業務量の削減が可能となるとともに、総合計画と総合戦略の計画期間を同一の期間とし、策定作業等も一体化することにより、ここでも業務量の削減が可能となります。

こうしたことから、令和8年度を始期とする次期総合計画と次期総合戦略の策定に合わせ、これらを一体化し、計画の推進、進捗管理等を一体的に行うことにより、より効果的、効率的な運用を図っていきたいと考えているところであります。

議長 真嶋実君。

2番 丁寧な説明ありがとうございました。私自身は、今の説明を聞く前は、国の方針転換等に追随する形で、内発的、自発性に欠けるような形でこういう計画がまた変わってしまったのかなと危惧する思いもありましたが、非常に合理的な部分で考えているということで安心しました。

その上で、昨年行われていた町政懇談会等、

町民にただ結果として2つの計画と戦略が1つになるよということではなく、こういう意図、思いで計画をつくっていくのだというところの町民に知らせるという努力はもう少し必要ではなかったかなと思います。

続いて、②のほうに移ります。次の質問について、総合計画は10年サイクルで2期を経過しという形で質問させていただきましたが、改めて内容を確認したところ、正確には平成17年の町村合併後3年目に、平成20年から第1期が10年間、そして第2期は30年から7年までの8年の計画だったということです。まず質問文を訂正して、最初におわびさせていただきます。

その上で、現在策定を進める計画は第3期となります。本年は、まさに西和賀町が誕生し、町政20周年の記念の年を迎えることになります。総合計画の策定においては、これまで以上に町の一体感の醸成が重要ではないかと考えます。

続いて、具体的な質問に入るところで地域ブランドについての質問をしておりますが、一般質問の1日目、金曜日の段階で唐仁原議員から踏み込んだ質問が行われましたので、私のこの後の質問についてはその質疑の内容を踏まえた形で進めさせていただきたいと思いますので、了承願います。

まず、唐仁原議員との質疑について、ちょっと私なりに整理してみました。唐仁原議員からの質疑では、ブランド化について、ブランドが売れることで事業者が元気になるとか、商品が高く買われるようになることがゴールとの考えで議論が展開されていきました。また、町の認知度については調査は行っていない、湯田、沢内の地名はある程度知られているが、西和賀町に対する認知度は低いのではないかとというやり取りがありました。一方で、どのように町を売り込むか、タウンプロモーションの展開については西和賀町が認知されるためのきっかけ、動機としてブランド化が有効で、ユキノチカラは10年

を経て第2ステージに立っているとの考えが担当課長から示されました。

こういう議論を踏まえた上でですけれども、私自身は地域ブランドというもののゴールは商品が売れることとは考えていません。西和賀町に対する愛着、帰属意識、我が町西和賀への誇り、町のアイデンティティー形成まで地域ブランドで育てていくことが重要ではないかと考えます。民間企業でいうと、商品のブランド化とセットでC I（コーポレート・アイデンティティー）戦略、企業の理念や価値観、ビジョンを明確にし、行動指針として表現することを取ることが多くあります。町のブランド化について、これまでの評価と課題を町長はどのように捉えているかお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 私のほうからお答えいたします。

地域ブランドにつきましては、今議員からお話ありましたとおり、先週の唐仁原議員の一般質問でもその必要性が取り上げられましたが、その際、今議員からご紹介いただきましたけれども、私からは町の魅力を発信し、町を売り出していくタウンプロモーションの視点で町のブランド化ということは非常に重要であるという、これは狭義の意味での地域ブランドの必要性について答弁したつもりでございます。

これに対し、ただいまの議員の問題意識、着眼点とすれば、住民の一体感や町に対する愛着心ですとか帰属意識、誇りの醸成といった、言わば内なる力をつけるために地域ブランドを育てていくことが重要ではないかという広い意味での地域ブランドを捉えていらっしゃるものと拝察をいたしました。このような議員のお考えには、私も全く同感であり、地域ブランド戦略をより効果的、発展的に展開していくためには、住民自身が理解をし、住民自身が語れる、誇れるストーリーや価値観に育てていくことが非常に重要であると認識をしているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

では、③番のところに入りますけれども、現在推し進められているユキノチカラブランドについて、特産品の商品化、産業振興にとどまらず、西和賀町をもっと知ってもらい、西和賀町に共感を抱いてもらう。今課長のほうからも話がありましたけれども、消費者に向けた町の外側への発信にとどまらず、内なる町民がそれぞれの立場で互いの違いを認めながら、私たちの町、西和賀町への自己認証、自らを認め、一体感を抱くことのできる町になること、その共感の真ん中にあるような表象、シンボルとして地域ブランドが求められているのではないかなと考えます。

地域ブランドを我が町西和賀へのアイデンティティーの核心として育てていく覚悟が今後10年の基本計画策定に当たって必要、重要ではないかなと考えます。地域ブランドの今後の展開と、町のさらなる一体感醸成に向けて町長の考えをお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

地域ブランド推進に関しての考え方、ただいまのブランドに関して担当課長から説明、答弁させていただきましたところでございます。その上で、ユキノチカラをどう位置づけるかということでお答えさせていただきたいと思いますが、今後の展開を図っていくということに関しまして大きな可能性を秘めている一方で、課題もあるのではないかなというふうに思っております。

ユキノチカラプロジェクトは、ご指摘のとおり商品開発の過程で生まれてきた取組で、プロジェクト発足から今年で10年となりますが、相当の成果を上げてきていただいているものと捉えております。

一方で、ご質問、お話等にありました住民の一体感や愛着心、誇りの醸成といったところま

で至っているかと、ユキノチカラブランドが町民の間に広く浸透しているとは言い切れないのではないかなと感じているところでございます。

また、豪雪の町西和賀の住民が実生活においては負担もあり、雪に対して抱いているイメージはどうしてもマイナスにイメージしがちであることはやむを得ないことではありますが、しかしこの地で暮らしてきた私たちの先達は長い歴史の中で雪を克服し、雪を利用して雪の恩恵を享受できるまでになってきたというのも事実かと思えます。ユキノチカラプロジェクトは、まさにこうした歴史に学んだ取組であり、議員が言われるようなアイデンティティーの形成にもつながるのではないかなと思っているところでございます。

このようなことを踏まえまして次期総合計画の策定に当たりましては、雪について改めて掘りし、ユキノチカラの位置づけについて皆様とともにご意見を交わしながら、お話をお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。雪をめぐる町のブランドイメージについては、私自身、農協時代にあったか雪国というブランドの策定に関わりまして、そのときの町民への思い、そういうものが私としてはユキノチカラが受け継いでくれたなと思って喜んでいるところであります。

その一方で、先日の議論にもあったように、西和賀町というそのものの町の認知度について、どうもまだつながり切っていないのではないかなと危惧するところがございます。町の認知度については、やはり町民自身がここは、自分の町は西和賀だという思い、そこから発信がスタートして、全国に西和賀の名前と思いが伝わるような戦略が必要ではないかなと思いますので、ぜひとも町長にはそういうリーダーシップを図っていただきたいなと思っております。

町長は、先ほど再選に向けての決意を表明さ

れました。十年の計を図る総合計画は、首長選挙からいうと4年、そして一番最初に、スタートにありますから、3度の選挙をくぐって生き残らなければならない計画になります。そういう長いスパンの計画に町民の声をいかに組み込んでいくかということを、お願いと言うといけないですので、考え、どのように考えているかということで、質問の形で町長の決意をもう一度お伺いします。

議長 内記町長。

町長 午前中ご質問いただきまして、再選に向けて挑戦させていただきたいということの話をさせていただきました。そうした思いにありますのは、この4年間で、思いとしては西和賀町をよくしていきたいというところがあって履行させていただいて、ある程度の共感をいただいて当選させていただきましたけれども、仕事をしていく中で、よりその思いを具現化していく、いろいろ材料といいますか、取り組むコンテンツを本当にいろいろいただきましたし、それに向けた町民の方々の長い取組の成果が出てきているなということで、まさにこの成果を生かさせていただくことが今後の西和賀町の存続と発展につながる、今そういう時期だなと、そういうときにやはり再度挑戦させていただくことが必要だろうというふうに考え、述べさせていただいたところでございます。

一方で、その取組というのがやっぱり明日、あさっての大事な部分もございすけれども、中長期的な展望を示して、そしていろいろ取り組んでいくということが必要だと、その形として総合計画が与えられたというふうに私考えておりますので、そういうことでお話をさせていただきました。

また、先ほど来ありました総括等については、やはりその折々で選挙であったり、あるいは議会におけるいろいろなご質問であったりという機会がございますので、それはしっかり受け止めて、世の中もいろいろ同じではございません

ので、その情勢を踏まえながら適宜変えていくことはあり得るとは思いますが、現時点で考える方向性は、しっかりそれで示して進んでいくことが大事であろうということなどを含めまして述べさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

それでは、大きな質問4番目になりますけれども、教育方針演述についてお伺いします。教育方針演述の6ページで、生まれてから15年間を見通した一貫した教育の推進について述べていらっしゃいます。

1番、一貫教育については、一般的には小学校、中学校合わせて9年、あるいは高校まで加えて12年という捉え方をする例が多いかと思ひます。今回の方針演述では「15年を通し」と述べられていることを捉えるとき、私としては子供、赤ちゃんが誕生してから中学校を卒業するまで、まさに揺り籠をスタートとして、ゼロ歳児保育も見据えた意欲的な方針と受け止めさせていただきましたが、教育長の考えをお伺ひします。

議長 教育長。

教育長 15年間を見通した一貫教育についてお答えしたいと思ひます。

現在保育所では、幼児期の終わりまでに育てほしい姿として、健康な心と体、それから道徳性、規範意識の芽生え、数量や図形、標識や文字などへの関心、感覚、そして豊かな感性と表現などを掲げています。また、小学校では基礎的、基本的な知識や技能の習得、それから生活習慣の確立、働くことに喜びを持つ積極的な態度、そして助け合い、励まし合う心の育成を目指しております。また、中学校では主体的に学ぶ姿勢、筋道を立てて考え、表現する力、自らの生活や体をつくる調整力、そして社会に貢献しようとする心などを育む教育を目指しているところではあります。

15年間を見通した一貫した教育とは、それぞれが持つ目標の達成に向けて、保育所、小学校、中学校が連携し合い、児童生徒の様子や身につけたい資質、能力を共有し、切れ目のない指導、支援を目指すもので、保育と小学校のかけ橋期も含め大切にしたいという考えの下、このような答弁になった次第ですので、その点についてご理解いただきたいというふうに思います。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。言葉尻を取ったようなちょっと意地悪な質問になってしまったことをおわびしますが、町民からはやはりゼロ歳児からを含めた保育、そして小、中とつながっていくことの期待は多くありますので、なかなか難しい問題は抱えているかと思いますけれども、そういう思いを受けながら今後とも取り組んでいただきたいと思います。

②になります。教育の具体的な施策として英語や理科、体育等の専門性が求められる教科に触れています。英語教育は、外国語指導助手の配置など、既になんかの効果を上げているのではないかなと考えます。

理科教育については、15歳までの中ではありませんが、町として支援している高校における公営塾で効果を上げているとお聞きします。その上で、さらに初等中等教育において西和賀町の自然環境を生かした理科教育に特色を見出すことが重要ではないかと思いますけれども、町には雪国文化研究所があり、そしてまた自然環境保護活動などに地道に継続的な活動をしている団体、人材もいらっしゃいます。そして、何よりも都市部では経験できない豊かな自然、農村環境があります。

体育の教育においては、総合型地域クラブなどが今具体化して進められておりますけれども、そういう体育部分と同様に、こういう自然科学、場合によっては社会学なども含めてですけども、地域に展開し、教員の負担を軽減させながら、地域に根差した特色ある理科教育を展開す

ることはできないだろうかと思いますけれども、教育長の考えを伺います。

議長 教育長。

教育長 求められる地域に根差した特色ある理科教育、ほかの教育も同様でしょうけれども、についてお答えしたいと思います。

現在町内の小中学校における生活科や、それから理科授業では、雪国文化研究所の小野寺氏を招いたカタクリの自然観察会や、西和賀の地質、断層などを使った地学の学習、そして防災につなげる学習など、地域の自然を活用した授業を積極的に行っております。理科4分野の全てにおいて活用できるものではありませんけれども、可能な限り身近にある自然を題材にして授業を展開していくことはとても大切なことだと思っております。

これからも地域にある植生や植物連鎖などに関わる学習や、岩石、鉱物や、またいつも話題になっているカルデラの地層、地質に関わる学習、併せて天気図と雪国文化研究所が積み重ねてきた積雪量の相関などというような様々な学習が考えられますが、西和賀における自然を活用した授業が展開できるよう、人材も含めた情報の共有も小中学校として進めてまいりたいなと思っております。

なお、これらの教育を通して、このことは教員の負担を軽減するという点もありますが、教員が西和賀の自然について学ぶことは、教員自身が理科教師として、また理科を担当する者としてスキルを上げるものとして大切なものだと思いますので、研修にもなると思っていますので、その点についても深めていけたらなというふうに思っているところです。

議長 真嶋実君。

2番 私の認識以上にもう既に実践されているということを心強く思いました。

また、教員のことについては、先生自身がさらに学んでいくという深い取組ということで、敬意を表したいと思います。

その上で発信、ちょっと地味ではないかなと思いますので、町でこんないい教育をしているのだということの発信に向けて、今後はさらに取り組んでいただければと思います。

3番に入ります。演劇を教育に取り入れることの重要性について考えを伺います。今から30年以上も前になりますが、現在兵庫県の公立芸術文化観光専門職大学で学長を務められている平田オリザ氏を講師に迎えて、ワークショップが銀河ホールで開催されました。そのときにお話を伺う機会を得て、非常に心に残っていることがあります。心と体と知恵を結ぶ教育こそがこれからの日本の教育に求められていることと説かれました。論理的に思考する国語力、そして数学、理科、社会といった、そういう知識教科ですか、それに健やかな体を養う体育、情緒を育む音楽や美術、それら異なる専門性を持った教科を結び合うために最も有効なのが演劇の手法を教育に取り入れることであると平田オリザ氏は述べられております。そして、その中にこそ希望のある未来を想像できる子供たちの生きる力が育まれるのだということで、非常に強く感銘しました。

保育、小学校、中学校の再編、そして今生まれてから15年間を見通した一貫した教育の推進という町の教育の一大変革に当たり、演劇という手法を教育に取り込むということの本質的な意義と可能性について教育長の考えを伺います。

議長 教育長。

教育長 15年間を見通した教育の推進という町の教育の一大変革に当たり、演劇という手法を教育に取り込むことに対する本質的な意義と可能性についての考えを述べさせていただきます。

議員が質問の中で取り上げていただいた平田オリザ氏の著書の一冊に「下り坂をそろそろと下る」という新書があります。そこには随所にコミュニケーション能力という言葉が出てきますし、すなわちそれは非認知能力を育てる可能性について述べられたものです。そして、小、

中、高等学校や大学等で、また地域づくりで大きな成果を上げている例なども記載されており、演劇の有効性がつづられているところです。実際に演劇活動を学習の特色として県外募集を行っている学校もあることは事実でございます。

現在町の小中学校でも演劇を学習発表会、それから文化祭等で取り上げております。特に中学校においては、本教育委員会は中学生演劇講座に取り組んでおり、講師を派遣し、活動を支援しているところです。演劇を終えた生徒からですが、自分の考えを言えるようになってうれしかったという感想ももらっています。このように演劇には児童生徒らに内在する気持ちを表現できる、また克服したい自分の殻を破るきっかけとなる可能性が十分にあるものだと思います。

ただ、今本町で取り組もうとしている一貫した教育の柱は、さきの答弁のとおり専門性が求められている教科に関わる中学校の先生が小学校で教える乗り入れ授業や小中で合同で行う行事であり、西和賀の資源を活用した総合的な探究の時間の充実を現在第一と考えているところです。現在行われている演劇活動は、今後も継続したいなというふうに考えており、授業であるのですけれども、授業を受ける児童生徒はもちろん、指導する教員にとってもしっかりとした指導体制を構築することがまず第一に優先されと考えておりますので、検討もしておりますが、まず今一番大事にしているところは、そういうところであるということでご理解いただきたいと思っております。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。昨年議会で視察研修を行った大熊町では、既に演劇的手法による教育を実践しておりました。危機的な少子化を踏まえ、今後小中学生を他地域から受け入れる教育移住を視野に入れるならば、さきにお聞きした理科教育という特徴のある教科対象に加えて、教育の基本的な手法として演劇に取り組

むこと。先ほど教育長から理科教育について、先生自身が学ぶということがありましたが、まさに演劇の教育の手法というのは、先生方が子供たちとどう向き合っていくかということとをさらに一段高めるという方法として非常に大切な方法かと考えます。

西和賀町では、深澤村政を根拠とする生命尊重のまちづくりといったコンセプトもあります。今後の町の教育像に重要ではないかと考えます。教育長の教育方針演述に熱いものを感じて、つい持論ということを展開してしまった感があることはおわびさせていただきます。その上で、最後に今日の対話を踏まえて教育長の町への、教育への思いをさらにお聞かせいただければうれしいところであります。

議長 教育長。

教育長 教育は、社会教育、生涯学習全般に関わる中の一つというふうに捉えております。生涯学習というのは、先ほど来から産業に関わっても議員がおっしゃるとおり誇りであったり、それから一体感、アイデンティティーの確立とかということととても大事だということですが、教育についてもまさにそのとおりで、それが柱になっていくものと考えております。

そういう意味で、教育という立場からこの一体感をどのようにつくっていくかということも含めながら、教育の面白さや楽しさ、子供たちの成長を見守っていききたいというふうに考えているところですので、これからもご協力をお願いしたいなと思っております。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

ここの手元に持っているのは、「わたしたちの西和賀」ということで、小学校3年、4年の社会科副読本です。私が手元に持っているのは、実は初版で、平成19年、西和賀町が合併して2年後に製作されたもので、私がたしか手にしたのは農業塾の一環の中で私が手に入れたかなと記憶しております。そして、つい先日、教育委

員会に、この副読本、今どうなっているのかとお聞きしたら、PDFの形で最新版をいただきました。この20年間、町が合併してからの20年間の変化がその2冊で非常に手に取るように分かりますし、社会の変動に合わせてこの教材自体が毎年リニューアル、バージョンアップされているということに驚き、敬意を表しました。この教材は、ある意味では子供たちだけでなく、私たち大人が、そして今後の町の基本方針を掲げるに当たって非常に大切なものではないかなという思いを持ったということを紹介させていただいて質問を終わりたいと思います。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結します。

ここで2時20分まで休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 本定例会最後の一般質問となりました高橋宏です。各議員も申されておりますけれども、今日の昼のニュースで大船渡大規模火災について、避難指示、全解除されました。地域の皆さんにとって待望の解除であったと思われます。しかしながら、亡くなられた方、または自宅や倉庫をなくされた方もいるとお聞きしております。お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、この大規模火災鎮火に向け活動された関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

それでは、私の一般質問に入りたいと思います。第2次西和賀町総合計画についてですけれども、令和7年度は西和賀町総合計画後期基本計画の最終年度となっております。現時点での成果と課題について、産業領域を中心に具体的施策についてお伺いしたいと思います。

最初に、農業生産基盤の整備という項目についてですけれども、取組の内容の中を拝見いた

しますと、農地の集積を図って区画整理を行い、農地の労働生産性向上を図るとあります。基盤整備の現在進行している工事は、どの地区に幾つあるのか。

②も同じ質問ですので、併せて同じく現在計画されている基盤整備は、どの地区に幾つあるのかお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農林課長。

農林課長 よろしくお伺いいたします。それでは、ただいまの質問についてです。現在基盤整備が進行している工事についてお答えをします。

現在水田の基盤整備を実施している事業区は、川舟地区1か所となります。受益面積は、105.4ヘクタールとなります。工事は、今年度、令和6年度から工事が開始しております。初年度、令和6年度は8.53ヘクタールについて事業を実施しておりました。令和7年度の今現在の実施計画面積については、現段階で4.1ヘクタールの予定と聞いております。

また、現在計画されている基盤整備についてお答えをさせていただきたいと思います。農業農村整備事業管理計画に、現段階で湯田地区1か所と沢内地区1か所の計2か所、提出をしております。ただ、採択をされたとしても、早くても令和15年度からの事業実施となり、令和13年度からの現地測量調査となるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 川舟については、私もいろいろ聞いているのですが、105ヘクタール、最終的に。当初聞いたときには、毎年20町歩ずつ進んで、5年ほどで完成するのではないかとというようなお話もあったのですが、今担当課がお話ししたように最初は8ヘクタール、今年は4ヘクタールということで、事業年度もかなりかか

っていくのかなというふうに思っております。また、現在計画されているところもあるようですけれども、令和15年度からということで、これもまた現在行われている川舟の工事の現状を見ますと、かなり年月がかかる計画ではないかと思われま

す。町では、このように農地の集積を図って基盤整備をして農地の労働生産性の向上を図るということで、このような事業を進めてきたと思います。ある程度この方向性で今まで、私の地域もそうですけれども、基盤整備が進んで、生産性向上も図られた地域が実際あるのも現実です。しかしながら、これから総合計画の目標としていく場合には、農地の集積とか区画整理をやる人、やれる人が少なくなってきた、限界に近づいてきているのではないかと

思われます。また、今説明があったように、町、国の予算等でもなかなか事業の進行が、長い年月がかかると。そういうことを考えていく場合に、引き続きこのことを農業生産基盤の整備の大きな目標として掲げて、これからも推進していく考えなのかについてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員おっしゃったとおり、当初20ヘクタールずつ事業を展開するというような計画、県のほうからそういったご説明があったわけなので、すけれども、結果的に国のほうも財政的な面があつてだと思

期的に見ても長続きするのではないかとやっぱり考えておりますので、その点については当然今後も大規模化というか、こういった基盤整備のことについては方針として進めていくことにはなと思うのですけれども、ただそういった大規模ではない小さな農家というの、農業農村基本法の中ではそういった人たちの活動についても手当てしていくというようなことが今度書かれてきておりますので、そういった方向、小さな農家の方々も仕事をしていきやすいような、いけるような、そういった集積の仕方というか、そういったものも進めていければよいのではないかなと考えておりました。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 基盤整備自体は本当にいいことなのですが、現状がそのような状況で、私としては新しい方向性を見いだしていくべきではないか。今やられている耕地をいかに維持するか、それすら今の人口減少からすると非常に難しいと思いますので、いかに現在やれている耕作地を維持していくかということにもっと重点を置いた施策を進めるべきだと思うのですけれども、その点についての考えについてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおりでございます。どうしても人口減少やら、事業体も大きくするにもなかなか人手が足りないというような実態もございますので、やはりある程度耕作しやすい場所とか集積しやすい場所とか、そういったものにまとめて、特化した形で持続可能な土地の利用について検討していくことが必要であると考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 次の質問に移ります。③、用水路における穴堰の老朽化が目立ってきていると感じてお

ります。埼玉県の下水管事故のように、地表から見えないところにある水路が破損した場合、その復旧には多大な費用と時間を要するということが今回の事故ではっきりしてきたと思います。事故を未然に防いで長寿命化を図る対策は取られているのかお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

穴堰の長寿命化対策についてお答えをしたいと思います。西和賀町内の用水路に係る穴堰についてですけれども、活用されている水路施設としては、まず旧沢内方面が大部分になります。西和賀土地改良区管内として旧沢内地区が7か所、これは7本という意味ではなくて、穴堰のある水路が7か所と、旧湯田地区についてはもともと各地区管理となっており、町で確認できている穴堰を含めて、まず5か所以上は使用されておるというふうに考えております。もっとあると思いますけれども。

地域からの要望に基づいて、また西和賀土地改良区様と連携を取り、事業費における町の財源確保と、それから工事の際、活用できる事業について検討しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 今課長おっしゃられたように、私も旧湯田町のほうは分からなかったのですけれども、土地改良区さんのほうから聞くと、水路が7か所で総延長36キロ、そのうちの2.7キロ、約3キロが隧道となっているということなようです。受益面積が800町歩で、これが全部耕作されているわけではないのですけれども、水田にとって水というのは大変重要で、もしここが破損した場合には大きな面積の耕作ができなくなるということで、農業の生産基盤の整備という中では非常に重要だと思います。

穴堰点検について、ほかの例えば橋、道路なんかも未然に防いで、結局工事費を安く済ませ

るというようなことで対策を取っておられると思います。地中のことに関しては、なかなか技術的には難しいと思うのですが、今回の事故で様々な新しい技術が出てくるであろうというふうに私は予想しております。

このように地中の管に対して事前に点検するような技術が現時点であれば、またこれから発見された場合、もし開発された場合には、いち早くこの穴堰にも応用すべきと思うのですが、その点についての当局の考え方を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

施設の長寿命化についてということになると思うのですが、いずれ道路についてはふだんの生活の中でというか、仕事の中で見回りをしたりとか、あとは各地域からの要望やら報告に基づいて管理するというような形になっていますし、橋については一応5年に1度、橋梁点検ということで点検をしながら長寿命化に努めているということになっております。

地中、要するにこういった穴堰とか、あと管ですか、穴堰とまでいなくても地中を通っている水路等があるわけですが、残念ながらそういった法的なというか、橋梁点検のようなものはちょっと存在しない状況にあります。穴堰自体もいろいろなタイプがありまして、中がちゃんとコンクリートで造られているものもあれば、いつの時代にやったかも、もう地区の人でも分からないような、そういった洞窟のような穴堰もございます。

いずれそういった中ですが、当然使われている方々と連携しながら、情報を密にしながら、問題があるようであれば、私ども役場のほうとしてもすぐ見に行って状況を確認しますので、いろいろな情報を町のほうに流していただければと思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 担当課でも把握していると思うのですが、穴堰管理については非常に困っている地域も多く存在しますので、連絡等を密にして、この修繕等に努めていただきたいと思います。

④に入ります。町内最大の米乾燥施設である農協のDAGの維持が難しくなっておりまして、稼働中止になった場合、稲作農家に与える影響はかなり大きな問題だと考えております。生産基盤に関わる問題ですが、関係機関との協議は行われているのか伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

米乾燥施設であります花巻農協のDAGセンターの利用率が低いことに伴う費用対効果の議論がされていることについては、担当者レベルの情報として存じ上げております。

DAGセンターにつきましては、西和賀町の稲作にとって必要な施設でございます。花巻農協としても利用率向上を目指し、町内稲作農家に対してDAGセンター利用のお願い等をしていくことと、利用拡大につながる対応方法を検討しているところでございます。

町としましては、花巻農協と連絡を取りながら対応を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 米の価格高騰とか様々な要因があつて、特に昨年DAGの利用率が低くなって、今回このような話が出ているというふうにお聞きしております。昨年の農協のDAGの利用率が低いというのは現実であります。町で整備した施設ではないのですが、ただ、低いとはいえ、昨年のいわゆる農協での荷受けの重量から予測というか判定しますと、約80町歩が農協のDAG施設で処理されただろうというふうに私は予測しております。この80町歩、もしDAGの施設が稼働しないとなると、全部とは言いませんけれども、大規模のところ、あとは前農協で管

理していたところを高下農産のほうで管理している泉沢とか様々なところに振り分けられるかもしれないのですけれども、大多数の方はもう作付を断念するのではないかという現実が私はあると思います。

先ほど言ったように町が整備した施設ではないので、直接ということはないかもしれないのですけれども、現実には昨年の主食米の作付が600食弱だと思うのですけれども、そのうちの80町歩という1割を超えるような面積がこのような困難なことに直面するかもしれないという現実には担当課としても予測していると思うのですけれども、そういう観点からJAさん自身の判断というのはもちろん一番ですけれども、町としてそういう危機状態にあるということ把握した場合、やはり積極的に施設維持に向けた取組について関係機関と協議すべきと思うのですけれども、このようなことを踏まえた中で重ねてお伺いしますけれども、町として積極的にこの協議に加わっていくべきと思うのですけれども、その点についてお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。お答えしたいと思います。

積極的にDAGの維持に向けて町のほうでも関係を持っていってほしいのではないかとということでございますけれども、議員おっしゃるとおりだと思います。ですが、農協さんの施設だということがまず1点ありますし、あとは施設として維持していくためにできることというのが利用率を上げるということになると思いますので、まずその点をJAさんとともに進めていくというか、考えていかなければならないと思いますし、あとは今利用されていない、例えば大規模経営体の方々との連絡調整とか仕事のやり方の調整とか、そういったものもしていかなければならなくなるのだらうと思います。

いずれなくなるときには、非常に困るのは間違いございませんので、全くこれは関わらな

いとかそういった話にはならないと思いますので、そのような形の中で今後進めて、連絡を取り合いながら進めてまいりたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、次の質問に移りたいと思います。具体的政策で、(2)番で地域特性を生かした生産振興及び生産体制の強化という項目の中でソバ、大豆の生産についてあるのですけれども、午前中に北村議員も質問しておりますけれども、大豆、ソバの生産において、5年水張りということが課題でありました。担当課長言われたように今分かっているのは、水張りの要件は求めない。もともと令和8年まで水張りをしてなければ、令和9年から大豆、ソバだけしかやっていないところは交付金対象にならないということで、農家ではこれからどうしようということで、3年ごととはいえ機械の整備等々でいろいろ対策を練っているときにこのような話が出てきたということで、特に大豆、ソバの生産者については大きな影響があると思うのですけれども、その点について、現時点で町ではどのように捉えているかお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

ご質問の5年水張り要件は求めないとの方向について示されております。これに伴い、ソバ、大豆の生産においても、当初言われていた令和8年度までに水張りをしていないと交付金の対象から外れることはなくなったものと考えております。

しかしながら、東北農政局からは、水張り要件を求めないという情報以外の内容については、今後3月末から4月にかけて国からの方針が出るのではないかと説明がございましたので、今後の国からの説明内容を確認しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 要件が変わったことについては、予測でしかないのですが、様々な要件、現場からの反対意見がというような東北農政局の話もあったのですが、いずれ担当課として様々な説明を聞く場面が我々よりも早い段階であると思われます。説明を聞いて、我々農家に情報提供をいち早くしてもらうこともそうなのですが、1 か月だけでも水を張るとか、張らなくてもいいとかというのは、机上の議論では簡単だということかもしれないのですが、現場にとっては非常に影響が大きいことですので、こういう現場の混乱を招くような施策といえますか、こういうことの現実については情報を得るとともに、県や国に現場の現状ということ伝えていくべきだと思うのですが、その点について当局の対応を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

そのとおりであると思いますし、そういう覚悟で情報をお伝えするということをやってきたと思います。その成果が表れているのではないかなと。逆と言っているようなのですが、表れたのかなと思います。現に以前、議会の皆様とともに農林水産省に直接行って訴えさせていただいたこともありますので、そのようなことが全国であり、今のようなことになったと思います。そういうことですので、今後もそういう場合には必要に応じて町として取り組めるところは取り組んでいきたいと思ひますし、一方で午前中といひますか、ご議論ありましたように、町としてやはりできるだけ左右されないような面での農政のあり方というのを探りながら対処していきたいというふうに思ひております。

議長 高橋宏君。

8 番 ありがとうございます。

それでは、②番の花弁生産労働力不足解消に向けた共同作業体制の整備についてですが、それについて進行はしているのか、また町内では外国人労働者を雇用している花弁農家も

見られます。町として受入れ制度の情報提供などを行っているのかについて伺ひします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきます。

ご質問の花弁生産労働力不足解消に向けた共同出荷場、選花場については、以前から花弁組合、JAが先進地視察をするなど検討してきてところですが、町内の花弁農家は後継者など他の課題が多く、共同出荷場、選花場については全体的な課題となっていないのが現状と捉えております。花巻農協、花弁組合とどのような方策があるか、継続し検討していきたいものと考えております。

また、農業分野における外国人労働者につきましては、花弁栽培事業者において雇用している例があることは存じ上げております。労働力不足が叫ばれている中において、外国人労働者は重要な労働力であると理解しております。町としても、町外からの人材を活用した労働力確保には事業者からの要望に基づいた協力をしていければと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 共同作業所については、ニーズがある一方で、今課長が言われたように現場では温度差などがあって、なかなか整備が難しいというのは私も農家から様々な意見を聞いております。

一方で、外国人労働者については、もう導入している方もいるのですが、一般農家からすると、どこに聞いて、どうすればいいのかという点もあろうかと思ひます。様々な関係機関が存在すると思ひますので、それに対する町として窓口なりを設けて農家に紹介するというような体制整備について検討されていないか伺ひいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきたいと思ひます。

外国人労働者につきましては、町内、花農家

で2か所ほど雇用されているというような例がございます。こういったことについて、町として窓口的なことは考えていないかというご質問ですけれども、現段階ではそこまではまだ至ってはいないというところがございます。どうしても雇用する側の都合とか、あとはその環境とか、そういったものというのがかなり長く雇用につながるというような部分があるようですので、やはり雇用する側の努力というのがすごく重要視されているようでございます。

いずれ何らかの形でこちらに話が来れば、それはそれでこちらとしては分かる範囲でご説明したり、窓口なりをご紹介したりすることはできると思いますので、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 町内では2か所ですけれども、町外では様々、こういう外国人労働者を受け入れているところも数多く見られるようです。様々関係機関と情報共有して、また農家の現状を見ながら、そういうところには情報を提供し、相談に乗っていただければと思います。

(3)番に入ります。畜産生産基盤の整備についてです。YUDAミルクの直営農場の計画が進行する中、町の生乳確保についてはどのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきます。

YUDAミルクにおける酪農事業につきましては、昨年8月から事業が開始されております。またそれとは別に、従来より酪農事業を実施している農家は2戸となっております。それぞれ経営の形態は違うものとなりますけれども、町内で事業を展開している酪農事業ということでありますので、町としては今後も変わらず支援を継続していくこととなります。支援の方法につきましては、個別の事情に基づいた支援を取

っていただければと考えておりました。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 YUDAミルクさんの計画というのは非常に大きな計画で、それまでの頭数の倍以上の頭数の計画でありまして、それは本当に計画どおり進めると町内の牛乳生産、非常に伸びていくことですので、それに対して町として支援できる点で支援していくというのは当然のことと思います。

何にしてもこの計画の推移が一番重要ですが、私を感じるところだと今お話のあった残り2件については、今すぐ経営を拡大していくというような計画はないのではないかなというふうに見ているのですけれども、繰り返しになりますけれども、町としてはYUDAミルクさんの直営農場がかなり大規模な計画ですので、そちらを支援しながら、あとは現状の農家には今までどおりの支援というような形で進んでいくというような理解でいいのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えさせていただきたいと思います。

YUDAミルクさんと、まず今現在残っている他の2戸の酪農家ということで、いずれその経営体、経営規模とか経営している内容がもう全く違うものになってしまう、同じ酪農ではあるのですけれども、経営規模が全然違いますので。あとは、経営の仕方というか、片方はまず会社になりますし、片方は個人ということになりますので、先ほども申し上げたのですけれども、個別の事情に基づいた支援を取っていただければというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ②番のYUDAミルクの直営農場では、自給飼料が高騰しているということで、町内から自給飼料確保を目指すというような計画になっております。YUDAミルクさんほどでなくても、現在和牛農家も町内に存在し、同じよう

に自給飼料を町内から確保したいというようなことで現在経営しているのですけれども、和牛農家への自給飼料確保に対する影響はないのかについてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

和牛農家の自給飼料確保についてですが、現在町が国から借り上げている草地、それから一般の組合所有の草地について、町を介して利用をいただいております、今のところYUDAミルクの関係での大きな影響はないものと捉えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ちょっと具体的なことになるかもしれないのですけれども、町が所有している例えば和牛農家、長原牧野の乾燥を利用したいという農家も非常に多くあります。実際長原は、牧野としての機能を閉鎖したときに、そういう和牛農家への飼料を提供するという理念をそのまま継続していると思うのですけれども、そういうところとか、あとは貝沢のほうに大規模の和牛農家もあるのですけれども、そういうところのすみ分けについても大きな変化はないのかお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 基本的には、まず今までどおりの形でご利用いただいたり、あとは使用していただくというような形を取っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ③番に入ります。最近町内で羊の飼養頭数が増加しております。草地利用の観点で、和牛生産停止後の畜産振興として支援すべきというふうに考えているのですけれども、そのような検討をされているのかお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

ご質問の西和賀町内での羊の飼育頭数につい

ては、近年において事業を開始した事業者の方がおりまして、現在も精力的に活動をされております。このことにより、町内において新たな事業者が出てくる可能性についても認識をいたしております。

現段階で羊農家に対して直接の支援は、まだ行ってはおりませんけれども、他市町村の例や現状把握に努めまして、今後検討してまいりたいと考えておりました。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私が様々聞いたところでは、羊の頭数は親というか、育成含めて60頭以上、今はいるのではないかと。生まれた子牛なんかを含めると、90頭を超えている現状だと思います。他市町村なんかの例、そしてまた町内の例を見ても、先ほど言った和牛農家で高齢化になった方が、どうしても和牛、子牛でも出荷の頃には300キロ近い体重になって、なかなか高齢化した場合には大変だということで、それでも草地があるから、それは活用したいということで羊に切り替えるという方が町内にも町外にも見られます。

それと、今担当課長言われましたように中心になってやっている方が町内に移住してきておりまして、かなり専門的知識もあって、今までやっていた方へのアドバイス等もあって、このように増えてきているのではないかなと思っています。新しい産業として生まれつつあるなと思いますし、これから先なのでしょうけれども、いろいろお話があったユキノチカラになるのか、あとは様々町の新しい生産物としていく可能性が大きいと私は思っております、ふるさと納税とか。そういう観点で、町として支援する価値が十分にあるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう点で支援する、新たな支援というふうな検討はないのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

羊農家の今後についてということになりますけれども、いずれ議員先ほどおっしゃったとおり牛を扱うというのが、かなり高齢になってくるとやっぱり厳しくなってくると。そういったときに羊に切り替えてということも当然あると思いますし、そういったいろいろなパターンの畜産経営というのも今後はあり得ると考えております。特に羊の場合だと、牛ほど餌とかそういったものについても、また全然量も違いますし、あと使う機械も違ってきますし、いろいろな意味でやり方があると思います。そういうことが今後の町の畜産のみならず、先ほどおっしゃったようにユキノチカブランドを活用してとか、そういったことにまたつながっていくのであれば、これはやっぱりすばらしいことだと思いますので、そこら辺を踏まえて必要性を考えて検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 産業分野というか、それはまず今の質問でということで、行政の効率化ということで総合計画にある点について1つお伺いしたいと思っています。

行政の効率化ということで、職員の人材育成と定員管理を進める上で、行政職員は今後減少していくことが予想されております。庁舎を1つにして行政の効率化を図る必要があると私は考えます。第3次総合計画には将来庁舎を1つにすることを目指すと目標に掲げるべきと思うのですが、町長の見解をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

来年度策定することとしている第3次総合計画において、将来庁舎を1つにすることを目指すと目標に掲げるべきとのことですが、私としましては今のところ庁舎を1つにするとの考えは持っておりません。

私が町長に就任したときは、湯田、沢内の庁

舎改修工事が終わりに差しかった時期でしたので、物理的には今後両庁舎ともかなりの時間にわたり庁舎として利用できる状況にあります。

ご質問では、効率化の面で1か所において事務を行うことのほうがよいのではないかということですが、情報共有や事務処理などの点におきましては近年の情報処理技術の向上により大きな違いはなくなってきているものとも思われます。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大など災害時のリスク管理においては、分散型のほうが組織の機能低下を防げるなどのメリットが挙げられております。また、一般論的ではありますが、地域のにぎわい等、地域づくりの面では可能な限り各種施設が存在しているほうがよいのではないかなというような考えを持っております。

しかしながら、人口減少を踏まえ将来を見通した場合、その人口規模に適した庁舎のあり方が望まれることは否めないことからすると、ある時点において統合化の検討は開始しなければならないと思われませんが、私としてはまだ早いのではないかなというふうに考えております。

このような点から、次期総合計画において庁舎を1つにすることを目標とすることを盛り込む考えは現在のところありませんが、庁舎のあり方について皆様において意見を出し合い、議論をされることは自然なことであると考えておりますので、その場合は必要に応じて対処していく所存でございます。

議長 高橋宏君。

8 番 今町長申されたように改修工事が、危険性ということで、最初5億円程度から最終的には7億8,000万円、8億円近いような経費がかかって行われておりますので、財政的にもすぐに庁舎を1つというのは難しいというのは私も理解いたします。

ただ、町では健康センターを大野に建設するというような話があります。健康福祉課が全て

そこに移るといふことになると、町民からすると役場庁舎的機能が3か所に分かれるといふふうになっていくと思います。

これから様々な町の課題を解決するときには、課を超えたプロジェクトチームなどにも必要性がこれから増していくと思います。リモートはリモートのよさがあるとは思いますが、リモートの場合だとある程度自分の考えとかまとめた中でやると思うのですが、いわゆる近くにいる話をして、雑談的なものの中から新しい考えが生まれるということも私はあると思います。やはり顔の見える、肌と肌が触れ合うようなところの中で新しい計画が生まれるということもあると思います。

またもう一つ、合併して20年を迎えることになるのですが、世代による差はあるにしても、旧湯田町、旧沢内のあつれきはあると私は感じております。それを払拭するためにも庁舎を1つにするという目標を掲げた場合、職員にも町民にも一つになってこの厳しい時代を乗り越えていこうというような、気持ちが一つになるのではないかと。別のことでほかの議員も言ったのですが、一体感ということで。私は、この一体感ということでも庁舎を1つにするという目標を掲げてもらうことが町民にとっても一緒にやっていこうというふうな、そういう方向に向いていくことだと思うのですが、そういう点も踏まえた中で町長の考えをお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、庁舎に関してはいろんな議論があつて当然だと思いますし、今のようなお話も当然かと思ひます。

一体感については、より議論が必要ではないかなといふふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 高橋宏君。

8 番 今日の私の質問で全てが変化していくも

のとは思っておりませんが、様々な考え方の一つの側面だということで、当局には検討していただいて、よりよい方向を一緒につくっていければと思ひます。

私の質問は、これで終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日からは、予算審査特別委員会による審査を行います。

ここで、予算審査特別委員会委員長より、審査について町民の皆さんに周知してほしい旨の依頼がありましたので、当職よりお知らせします。

審査は、昨年度と同様に、事前に定めた順序で課ごとに審査を行います。審査日程は、町のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

なお、審査は本会議同様、告知端末放送を行うほか、議場での傍聴も可能です。

なお、お知らせは以上ですが、詳細については審査初日に委員長から留意事項の説明があると思ひます。委員各位におかれましては、委員会日程に従つて日程内に審査を終了するよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時 0 5 分 散 会